

7. 欠 席 議 員

な し

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
副 町	長	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	飯 森 靖 彦
主 幹	濱 吉 計 守

~~~~~〇~~~~~

## 10. 議 事 日 程

日程第1 一 般 質 問

日程第2 第34号議案 政治倫理の確立のための海田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 第35号議案 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 第37号議案 平成19年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第5 第38号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第6 第39号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第7 発議第6号 地方の道路整備の促進に関する意見書（案）について

日程第8 議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について  
委員会の中間報告の件

追加日程第1 庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）について

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日もご苦勞さまでございます。昨日に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第8に至る各議案でございます。

日程第1、昨日に引続き一般質問を続行いたします。2番、三宅議員。

○2番（三宅）おはようございます。よろしく願いいたします。緊急の課題を4点ほど取り上げてみましたので、よろしくご回答のほどをお願いいたします。それでは、参ります。

第1点目、新開蟹原線道路改良事業について。新開蟹原線は、3月の定例議会で2億3,059万7,000円もの多額の予算が減額補正（中店小学校線の事業用地を差引いた額）

されました。18年度予算のほとんどは未執行で終わっております。そのときの質疑の中で、補償の方法、金額が補償基準から大きくかけ離れたことを要求されるということで交渉決裂、粘り強く交渉を続けていくということでありました。19年度の予算は、委託料、公有財産購入費、補償補てん及び賠償金で再び2億5,604万2,000円の多額の予算が計上されております。19年度に入って5カ月が経過し、どのような交渉経過になっておりますか。打開の道なのか、あるいは交渉決裂なのか。「断じて行えば鬼神もこれを裂く」熱意のある交渉こそ命と考えます。質問をしてみたいです。

第1点目、19年度に入って、これまでどのような交渉をしてきたのでしょうか。

第2点目、補償金額、補償の方法で今年度も隔たりが埋まらない場合は一体どうするのでしょうか。

第3点目、19年度で事業認可が切れますけれども、どうするのでしょうか。また、強制執行はどのように考えておられるのでしょうか。

第4点目、行き詰まりのとき、西浜住宅側へルート変更をする気があるのかどうか、お聞きします。

次に、大きな第2点目、小・中の学校規模の適正化について。学校教育は本来的に集団を通じて培われるものであり、児童・生徒が人間性や社会性などを身につけるためには、個性豊かで様々な発想を持った多くの人間と触れ合い、切磋琢磨してお互いに刺激し合える環境が重要であります。このため、学校はある程度の規模を確保することが望まれます。また、友人や集団において人間関係を固定せず、個に応じた適切な役割や位置づけが行われ、様々な経験をする機会を保ちつつ、活力ある教育活動を推進していくことも重要であります。この点からも、ある程度の規模を確保する必要があり、特に適切なクラスがえが可能となる1学年複数学級（2学級以上）の確保が望ましく、クラスがえを通じて様々な新しい人間関係が生まれ、そこから多様な価値観や学習意欲、また、よい意味での競争心が生まれることとなります。さらには、クラブ・部活動において、児童・生徒の選択肢を確保していくことが大切であり、個性を伸ばす教育につながることとなり、児童・生徒の希望に応じて学習活動することを可能にする児童・生徒を確保することが重要であります。そこで、平成19年5月1日現在、海田町では児童・生徒数が海田西小で178名6クラス、海田西中では255名9クラスとなっており、学校教育法施行規則第17条によると、小規模校となっております。この2校は学区の調整をして増員を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。質問をしてみたいです。

第1点目、西小は平成17年度より全体で普通学級6クラスとなっており、見直して12クラスにすべきではないのでしょうか。

第2点目、海中と西中の生徒数は19年度、561名と256名で、2倍以上の開きがあり、学区の見直しによる調整をすべきではないのでしょうか。

第3点め、平成17年9月の定例議会、三宅質問での教育長答弁、学区を変えたときの与える影響云々とありましたが、これはどういう意味だったのでしょうか。

第4点目、その上で、まず小・中学校の学校規模の適正化についてアンケートをとり、あるいは検討委員会の設置を考えたかどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

大きな3点目に参ります。東小校舎の老朽化について。私は夏休みに東小体育館大規模改修工事の安全点検と工事の進捗状況確認のため、学校訪問をしたところ、校舎の老朽化について先生方からお話を伺いました。設備の老朽化による不備は限界を超えるものであり、人体への悪影響並びに人身事故をも予知するものもあり、見逃せないことがいろいろありました。早急に改善をせねばなりません。質問をしてみたいです。

第1点目、本館・新館の教室の前の水道水の赤水は目に余るものがありますけれども、どうして改善しないのでしょうか。

第2点目、本館建物の運動場側のクラックは崩落して人身事故の可能性があり、これもどうして改善していかないのでしょうか。

第3点目、本館の窓枠改修工事は2・3階にも範囲を拡げてやるべきではないのでしょうか。

第4点目、本館・新館の教室の照度検査結果がよくない。これも早急に改善すべきではないのでしょうか。

第5点目、東小体育館大規模改造事業の入札執行残が1,848万円ほど出ております。このお金で早急に設備の改善に取りかかるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

大きな4点目に参ります。危機管理と地域コミュニティについて。地震、洪水、津波、子どもの安全、あるいは地球温暖化対策、先日の不審火対応、どれをとっても地域コミュニティとの連携が不可欠であります。私は平成16年12月議会「コミュニティについて」、平成17年6月議会「自治会について」、平成18年6月議会「住民活動センターについて」と、一般質問で3度もコミュニティを取り上げてまいりました。今年になって、3月の能登半島地震、あるいは7月の中越沖地震と、災害が続いて起こっております。自主防災の面で、地理的特徴を熟知し、近所の家族構成がわかっている地域住民の皆さんの協

力は必要不可欠です。阪神・淡路大地震では救出者の8割が近隣の人によって救出されております。この際、単位自治会の活性化をどうしても促していかねばなりません。そこで、2点ほど尋ねます。

第1点目、行政と地域コミュニティとの連携・協働を今改めてどうお考えでしょうか。

第2点目、そろそろ小学校区ごとに単位自治会活動支援センターを町内4カ所に早急に設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上4点ほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。今日もよろしくお願いいたします。

三宅議員の質問の1点目、4点目については私から、2点目、3点目については教育委員会から答弁いたします。

まず、新開蟹原線道路改良事業についての質問でございますが、1点目の新開蟹原線における平成19年度の用地交渉の状況については、用地買収のみの方につきましては、今年度の土地の単価が確定し、その金額を提示したところでございます。また、用地並びに物件補償を伴う方につきましては、移転工法の検討業務等を完了し、先日、補償内容について説明させていただくよう折衝いたしましたが、お会いしていただけませんでした。今後につきましても、事業に対する権利者の方の理解を得ながら具体的に交渉を進め、年度内契約に向けて努力してまいります。

次に、2点目の用地交渉が難航していることに関するご質問でございますが、事業に対する理解が得られるよう、地権者の方に対し、今後とも粘り強く交渉を続けてまいります。しかしながら、長期化する都市計画事業については近年、事業効果の早期実現を求める動きが全国的に強まっていることもあり、今後、交渉が不調となる場合は、町全体の利益を考慮し、やむを得ず土地収用法の裁決を申請する場合もあると考えております。

次に、3点目の事業認可については、現在の事業認可期間は平成19年度末となっております。期間内に完了する見込みがないため、認可期間を延伸する必要があります。このため、県に対し、本年度中に認可期間の変更申請を行う予定としております。また、強制執行についてのご質問でございますが、用地交渉が不調となった場合は、収用委員会に対し、明け渡し裁決の申請を行うことも考えておりますが、行政代執行については現在のところ考えておりません。

4点目の新開蟹原線のルート変更に関する質問でございますが、現在計画決定しているルートにつきましては、設計速度や安全性の確保を目的とし、道路構造令に基づきルートを設計し、公安委員会との協議を経た上で都市計画決定していますが、このルートを変更することについては、道路構造のみならず、隣接する県道矢野海田線との交差点処理や東広島バイパスの高架構造などに大きく影響を及ぼすため、ルートの変更については考えておりません。

続きまして、危機管理と地域コミュニティについての質問でございますが、1点目の行政と地域コミュニティとの連携・協働については、自治会はその設立から運営まですべて地域住民の方々によって行われる自主自立の団体であると認識しておりますが、地域福祉の向上、安全・安心なまちづくりなど、協働した事業を実施するためにも自治会の活性化が必要であると考えております。今後とも地域の実情やケースに応じて自治会と行政が協力して活動を行う必要がある事業については、相互が協力しながら事業を実施していきたいと考えております。

次に、2点目の単位自治会活動支援センターの設置については、現在設置しております住民活動センターを十分活用していただき、自治会やボランティア団体など、住民活動の拠点となるよう支援してまいりたいと考えておりますので、単位自治会活動支援センターの設置については考えておりません。

それでは、2点目、3点目については教育委員会から答弁しますので、よろしく願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）1点目と2点目は大変関係が深いので、一緒にお答えさせていただきまします。海田西小学校及び海田西中学校の学区の見直しでございますが、これまでお答えしておりますとおり、学校が複式学級など特異な状況にならない限り、変更は考えておりません。

次に、3点目の学区の変更が与える影響でございますが、学校というのはただ単に学校教育をする場というだけでなく、地域防災の拠点として、あるいは地域のスポーツや生涯学習の文化の中心としての役割を担っています。開校以来、主役である児童・生徒、教職員、保護者、地域の皆さんなど、多くの関係者の皆さんが汗を流して生み育て、継承し、営々として歴史を刻んできて今日があるわけでございます。多くの方々が積み重ねてこられましたこういう足跡を重く受けとめなければならないという意味でございま

す。

次の検討委員会の設置ですけれども、通学区域についての調査や審議を行う必要がある場合は、既に海田町立学校通学区域審議会に諮りたいと考えております。アンケートについては実施は考えておりません。

次に、海田東小学校校舎の老朽化関係でございます。1点目の水道水の赤水の改善についてでございますが、この赤水は学校校舎内の送水管に付着したさびが原因であると考えられます。現在、この改善方法について検討をしているところでございます。

2点目の外壁のクラックの補修でございますが、目視による調査の結果、教室の窓際の2カ所と屋根軒下のとの周辺にクラックが見受けられました。修繕で対応したいと考えております。

3点目の2階・3階の窓枠改修については、この夏休み中に、本館1階の窓が開かない箇所について改修工事を実施いたしました。ご指摘の窓枠を含め、すべての窓の開閉状況を調査しましたが、一部で開閉がスムーズでない箇所もございましたが、全体ではおおむね良好でございました。修繕が必要な箇所については修繕してまいります。

4点目の教室の照度の問題ですが、学校環境衛生基準が平成16年に、教室が最低200ルクスから300ルクスに改正されたところでございます。本年の照度検査の結果を受け、照度の不足する箇所がございますので、これらの箇所につきましては器具の清掃あるいは取りかえなどで照度の確保をしてまいりたいと考えております。

5点目の体育館の大規模改造工事での入札残で設備の改善をとということでございますが、まだ工事は継続中でございますので、終了しましたならば、入札残などの予算残額の執行については法令・規則に則り、適正に処理してまいりたいと考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）再質問をさせていただきます。まず、新開蟹原線の道路改良事業ということですが、私も地権者の方とお会いすることがあるんですけども、いつかの質疑のときにも話をしまして、去年が2回ということと言ったと思うんですけども、今年も自宅と、西浜住宅の横の地権者の方ですけども、交渉に行っていますか、部課はどうですか。行ってないんじゃないですか。まずそこから。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）交渉に行ったか行かないかという再質問でございますが、町長も先ほどお答えしておりますように、8月の中旬ぐらいに委託業務が上がってまいりまし

て、それに基づいて8月の下旬にお会いしてお話をさせていただきたいということがございました。それで、先方の方々、権利者さんが大きく3名おられますので、その調整が要ると。3名そろった中でのお話ということで調整をとっていただいたておったんですが、まず、どうなったかということ伺った際に、18年度のいろいろ議会にも説明しておるだろうということで、その状況を見せてくれということで、それを見た後で交渉に応じるということでございますので、今現在それを待っている状況でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）担当部課で話をしたりして、今、西浜住宅の横の家ですね、工法の入札が入って図面が今できていると思うんですけども、これも地権者の方が要望でもってということでなくて部課の方で考えてということで、5カ月ほど、4月からあるんですけども、1回も来ていないということで、先ほども言いましたように「断じて行えば鬼神もこれを裂く」と。通じるものが何もないんだったら、提案はいつまでたっても出てこないと思うんです。どうして、4月も5月も6月も7月もあるんですから。何もなくても、やっぱり交渉というものはそういうものだと思うんです。通って誠意を見せて。隔たりがあるからぶっつんで行かないとか、そういうものではないと思うんです。4月から7月は今のようないいあれですけども、最近のことをおっしゃるだけで、なぜ4月から7月でも通って顔を合わせて話をするという姿勢をとらないんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これにつきましては先の議会でもご案内申し上げましたように、公共事業における補償というものはいわゆる土地だけ、民間で行っておる土地の取引と大きく異なりまして、生活保障という観点で補償を申し上げております。そういうことで、既存の資料に基づいて交渉するということができません。毎年毎年鑑定評価、それと物件調査、それらを行いまして、それとともに、昨年度の権利者さんの意向を踏まえまして、どうしても今お住まいのところを何とか離れたくないということもございまして、離れるのならば代替地を近いところに求めたいというようなこともいろいろご希望がございまして、そういうことを踏まえまして、何とか他の工法、郊外再築とかというのがあるんですけども、それを、そこにとどまれる、残地においてとどまれるようなことができないかということも含めて工法の再検討業務をやっております。そういういろいろな事務の手続きを経てこの8月の中旬にそういう準備ができたというものでございます。それともう一つ、建築基準法の改正がございまして、この補償部門もその補償の仕方が

若干変わってきております。そういうこともありまして、この法改正に伴う案件の見直しもやっております。そういうことで、8月の中旬にそのすべてのものが整ったということで交渉を開始させていただいておるということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それでは、民間の買収のようなことと公共事業のあれということ盛んにおっしゃいますけれども、前に出ました、公共事業に伴う損失補償基準、用地対策連絡会に則ってとありましたけれども、補償基準に則って補償の方法、金額を出していく、これが3月の当面だと思えるんですけれども、民間の買収と公共事業の買収の基準というのは大きくどう違うんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）民間の取引と申しますと、要するにその土地が欲しい、売りたい、そういう需要と供給の関係の中で、それは当然土地の鑑定評価等も参考にされると思いますが、それが一番大きな部分じゃなかろうかと思っております。それと、公共事業に伴う損失補償基準ですが、これは憲法で保障されております財産権、これはだれも犯すことができないということになっております。ですが、1つだけ、公共の福祉を目的とした公共事業は正当な補償の下にそれができる、侵害することができますよということがございます。それに基づいて公共事業を進めさせていただいておるわけでございます。それで、それじゃ、正当な補償というものは何が正当な補償かということが昭和30年代から論議されまして、公共事業の施工に伴う公共補償基準というものが全国的に定められて、全国的な基準の中でそれを補償していく、これが正当な補償に値するという見解を国も持っております。用対連の関係も今ご指摘されましたが、それら専門機関によりまして詳細に、これについてはこうするんよというような基準が定まっております。それを一つ一つ積み上げてその鑑定なり補償なり、それらに生かしていくのが公共事業の補償の仕方でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）先ほども言いましたように、7月31日に入札があつて、物件調査、再算定工法検討業務ということで、157万円で技研で広島支店ということで、今、図面を出しているということですね。これにしましても、交渉を4月からした上で地権者、持ち主の方の要望が出てきたということで図面を書いたり書き直したりすればと思うんですけれども、持ち主が要望も何もないのに自分の思いで書いても全然かけ離れていると思うん

です。それよりも、先ほども言いますように、4月からでもこつこつと訪問して、私が言いますように、やっぱり通えばどんな頑固おやじでも気脈が通じてくると思うんです。途中で4月も5月もなぜ行かないんですか。もう1度。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今、工法の再検討ということをお初めにご指摘されましたが、この交渉は今年度から始めたわけではございません。18年、昨年度から行っております。そういう中で権利者さんの要望は十分にお伺いしております。こういう代替地の件、それとか土地の鑑定評価の件、それと、何で13年から始めたのに最後になったのかという件、いろいろご要望は伺っております。そういうご要望の中で、基準に沿った中で、何とか権利者さんのかなうものなら、そのご要望に沿った中で補償ができれば最適でございますので、年度当初はそれをやるということでその発注になったわけでございます。それと、回数でございますが、先ほども申しましたように、その年その年のいろいろ物件調査、鑑定等も含めまして、こちらがお示しできる資料を作成する前に行くというのはやはり相手にとって失礼じゃないかと思っております。そういうことで、この8月の中旬から開始させていただいて、年度内に何とか努力して交渉をさせたいというふうに考えております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私も民間上がりで、若いころは飛び込みとかそういうことをやっていたんですけれども、やっぱり官公庁というか、お役所の営業とかなりかけ離れたものというか、感覚があると思うんです。事が去年からではないんです。もう4年もそれ以上も交渉してやってきているわけですね、どうもお話を聞きますとそういうことで。今までの隔たり、金額とか方法とかというのもそのとおりなんですけれども、やっぱりその経過において熱意とか誠意とか回数とか、そういったものだと思うんですけれども、地権者や持ち主の方は冷め切ったということで、もう交渉は終わったものと考えている、そういうことなんですけれどもね。金額や補償の方法、これは全く歩み寄るような感じじゃない、工法にしても隔たりが大きいということなんじゃないでしょうか、もう1度お願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）権利者さんが申されるのは、まず土地の鑑定評価でございますが、この事業は13年からずっと下の方から交渉してその補償を行ってまいりました。それで、今18年、19年になるんですが、その13年度の鑑定評価、土地はご承知のようにずっと下

落傾向にございまして、それでは、その鑑定評価を13年度の価格に戻してくださいと。そういうこと等を申されて、とても今のうちの補償の基準に基づいた補償の仕方というものに乗ってこない、そういうことができない状況の中でそれを要求されておるといふ部分がございます。それと、工法の問題でございまして、これは補償の仕方、その補償額の範疇に入るのであれば、工法を再検討して権利者の要望に応える格好でできれば一番ベストでございまして、工法を何とか検討して、それでご希望にお応えするという事で柔軟に対応させていただいております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、認可は今年で切れるわけで、延伸する必要があるということで、申請をするということでもあります。それで、その後の部分ですけれども、強制執行云々、収用委員会という言葉も出ておりましたけれども、代執行は考えていないということで。今の感じでは、18年度も大きく執行残で補正をやりますと。恐らく今の状況、推移を見ると、来年の3月も執行残ということになるかと思っております。それで、今、町長のお話がありました土地の収用委員会、これはどういった性格のものですか、もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これは、収用委員会というのは県に組織がございまして、海田町のこういう問題について申し出、申請、先ほど言いましたように、収用法の裁決の申請と申しますか、要するに土地の受け渡しを採決するというものでございます。それは、県は第三者的な立場をとりまして町の言い分、権利者さんの言い分等々を考慮いたしまして客観的な答えを出していくというような組織でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）収用法で裁決、調停委員会みたいなものだと思うんですけれども、両方の言い分を聞いてあれということで、今まで地権者の方々と、市町という公共、役所で、収用委員会にかかった場合はどういう話、結果が多いんでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）町の場合はそういう件数は余りございません。ただ、連立が今、町内にありますね。そういう中でこの明け渡し採決の申請を行って明け渡されたという、客観的な裁決でございますので、それに基づいて明け渡したという事例はございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ですから、収用委員会にあれして両方の言い分を聞いて、それで裁決が出て、県の収用委員会でも町の言い分の方を恐らく優先してということになるかと思うんですけども、先ほども言いましたように、もっともっと回数も日参月参通ってあれなければ、私は収用委員会にかかって両者の言い分を聞いても、町の方ももう少し努力されないよと、そういうようなことにもなりかねないと思うんです。ですから、私も都度通ってということを行っているんですけども、今の状況で実際、新開蟹原線の場合は見通しというか、どちらの方がという面で、めどはどのようにお考えですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）新開蟹原線の用地交渉につきましては、今、課長が説明いたしましたように、資料等も全部そろっております。その関係上、まだ年度までに7カ月という歲月もあるという中で、町といたしましては、今、議員が言われるように、日参してでも、とにかく事業に対して理解を得て、用地の契約をさせていただくように努力してまいりたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、今、今年度の動きが始まっているわけですけども、秋口から年末、それから明けて冬に差しかかって3月まで営業努力に行かれるということで、それでめど、らちが明かない場合は年度末がまた来ますけれども、それで、今から12月、やっぱり1月、2月あれして、それで隔たりが大きくて埋まらなかったら、収用委員会も何年も何年もというわけにはいかないでしょうから、収容委員会は年度末でも上げるというスケジュールは頭の中にお持ちなんでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほど認可期間の延長という件がございました。その県との協議の中で、今、議員がご指摘になったように何年も何年も延ばすわけにはいかんということで、認可を延長する中で、今申しました収用法の適用を考えられたらどうですかというご指摘もございました。そういう中で、ある一定の期間、何月になるかはわかりませんが、交渉の進み方次第ですが、それをも視野に入れていかなくちゃならないというような状況にはございます。ただ、じゃ、それをすぐやるのかといいますと、とりあえず今、資料がそろったわけですから、一生懸命努力して理解を得たいと町の方でも思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、町長の答弁では代執行までは考えていないということで、収用中央委員会まで収用委員会の判断が出てくると思いますけれども、狭い町内と言うたらあれなんですけれども、3万のあれで強制執行までやりますと、後々のしこりということを考えますと非常に危惧するわけなんですけれども、先ほど答弁がありましたように、代執行までは考えていないと。もう1度確認のためにそのところをお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町長の答弁のとおり、代執行までは考えておりません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）ということは、町長の答弁がありますように、今までの答弁もありましたように、粘り強くやはり基本は交渉していく、そういうことなんですね。もう1度。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）はい、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、先ほどから言いますように、やっぱり通うこと、何はなくとも通うこと。私も民間上がりで行っておりますけれども、ぷつんと途絶えてひょっこりじゃやはり気脈が通じないと。私が最初に言いましたように、「断じて行えば鬼神もこれを裂く」、都度通って気脈を通じてということが原則だと思うんです。恐らくかなり火花が散ると思うんですけれどもね。

それで、4番目に打開ということで、地権者の方の西浜住宅のところの裏側と、水路があって、西浜住宅が建っておりますけれども、植え込みというか、結構余地が、何回も見に行くわけですけれども、あるわけです。地権者の方々の裏側の幅の、車が1台やっとなのですが、それと、水路があって西浜住宅が建って、その間は植え込みとか幅があるんです。最初に図面をかくときにそこを利用する図面をかかなかったのかという、それも私も疑念を非常に思うんですけれども、そのところをお聞きしてみます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これも先ほど町長が申しましたとおりでございます、このルートを決定するということは、今先ほど申しましたように、道路構造令、Rは循環線道路であればこうでないといけないとか、それと、その場所から見れば県道矢野海田線が斜めに入ってきておりますが、それとの交差点の角度。それと、その上に要するにピア

が建って、上に東広バイパスが入ってまいります、それらとの交差点のピアの関係とか、すべてを関係機関と打ち合わせた中で、最後に公安委員会と打ち合わせましてそのルートを決めております。それに基づいて都市計画決定をしておるわけでございますので、構造的な面で許容できる範囲内で最良のルートを決めて都市計画決定をしておるといってございまして、今、それじゃ、変えるのかといいますと、それを全部覆して、矢野海田の方はもうできて供用しておりますので、それをも覆すという、他の幹線道路に大きく影響を与えてくるということで、この計画決定のと通りのルートで事業を実施したい、このように思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）とにかく来年度、来春にかけて総力戦でやっていただきたいと思うんです。

それでなかったら、現地へ行って現場で考えるわけですけども、西浜住宅をぶっ壊して、道路というのは東広バイパスへつなげてこの「はなみずき通り」は意味がある、そういうぐあいに重く受けとめておりますから、総力を挙げて粘り強く交渉をしていただきたい。

時間がありませんから、次へ参ります。2点目の小・中学校規模の適正化についてですけども、教育長の答弁で、今回は前向きな答弁をいただきたいんです。2年前にたくさん質問の中に私が西小のことを出しておったんですが、そのときも、複式学級にならない限りしないということで、都市部で、教育長、田舎とかあれだったらまだしも、教育改革、行政サービス、早目に対応して調整してやるのがいいんじゃないかと思うんです。この前の議事録を何度も読み返しましたけれども、複式学級にならない限りしない。やっぱり教育は進取の精神で学区もしたらと思うんです。しない、飛びつかない、そういうものでもとにかく調整してやって。統廃合とかそういうことでしたら大変なことですが、見直しの調整はできると思うんです。調整して意見を聞いてということで。言いましたように、西小は校長とも会いました。いろいろ現地にも都度行って、開かれた学校、話も聞いておりますけれども、今、質問で言いましたように、もとは400、500と、西小も大世帯だったんですね。ここへデータがありますけれども。それで、時間が経過しまして、自衛隊の官舎が移転したということが起きた理由ですけども、3年前から1クラスになっているということで、先ほども冒頭の部分で言いましたように、やはり今の時代、最初から、1年生から6年生まで1クラスでいって、先ほども言いましたように、生徒・児童の発育の面で、冒頭に言いましたね。そういうことで、

やはりクラスがえが可能な学級数。小規模校なんですね。基準がいろいろありまして小規模校で、特に最初から、1学年から出るまで、それは仲よしこよしでいい面もありますけれども、かえっていじめとかそういうことでしたら、クラスがえがないというのも僕は余りいいことではないと思うので、西小に関しては1クラスで卒業までということなので、これはやっぱり調整を、西小のお母さん方の話を聞いて調整に乗りかかるべきだと思うんですけれども、もう1度、教育長、いかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）確かに適正規模というのは、法令規則で定められておりますとおり、3クラス程度がいいであろうということはよくよく私も承知しております。議員のおっしゃったように、クラスがえの問題であるとかいろんなことをおっしゃられましたが、それもすべて否定するべきものではございません。ただ、現実が今、1クラスでここ二、三年経過をしてきておるということで、人数が多い少ないで、両方のメリット、デメリットを比較しますと、ほぼ相反するような同じ程度のいいところ、悪いところがございます。学区を変えるということは学校の統廃合をするより難しい問題なんです。学区を変えたという例は余り聞きません。統廃合したというのは聞きますけれども。途中で学区を変えるということは、先ほど申し上げましたとおり、親子の対話の中で、学校が途中で変わったとかということになりますと、非常に共通の話題もなくなるというようなこともありますし、我々としては統廃合はあるかもわかりませんが、学区の見直しというのはありません。学区というのは大体通学距離の原則で決めますから、今よりいじると、かなりいびつな形で学区の編成をしなければならないというような問題もございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）西小に関しては、私が考えますように、窪町、ダイアパレスも大きな建物もあります。それから、西小に近いエリア、大正町、南大正町、それから、月見が県営住宅しか西小に入っていないと思うんですけれども、というところで、その自治会、窪町なら窪町、丸ごといけば兄弟とも離れることもないし、仲間もあれなので、調整することはそんなにデメリット、大変なことじゃないと思うんです。かえって、冒頭で言いましたように、いい意味での競争とかそういう面の方が大きいと思うんです。先ほども言いましたように、1学年から6年まで1クラスというのはやっぱり競争とか社会の荒波へ出ていくことを考えて、教育の場として、せめて2クラス以上でクラスがえが可能

で、いろんなメンバーと交流する、そういう方がメリットは大きいんじゃないかと。資料も見ておりますけれども、これはできると思うんですけれどもね。複式学級にならない限りしないというのは、都市部の今の、広島市に隣接する立地の海田町で複式学級にならない限りしないというのはちょっと時代錯誤じゃないかと思うんですけれども、もう1度、いかがですか、教育長。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）時代錯誤かどうかということは私が申し上げるわけにはいきませんが、昨今の情勢を見ますと、教育だけに限らず、広域合併であるとかスケールメリットをねらってのそういう一連の状況が、もうこれはちょっとおかしいと。ぼつぼつ考え直した方がいいんじゃないか、もうちょっと深く考えた方がいいんじゃないかという情勢にあると私は認識しておるわけです。ですから、小さいから、反射的にすぐ学区を見直すとか、そういうところへ私の方は行きません。小さいなら小さい、小規模だから見えるものもあるし、わかるものもあるし、やることもできます。ですから、これを一概に、人数が少なくなったから反射的に、それじゃ、学区をととか統廃合とかというところへは私の方は考えが及びません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）時間がないので、急いでいきます。それで、2点目の海中と西中ということで、これは議会だよりの西中の生徒会長の方からコメントで出ておるあれなので。西中の生徒会長とも話をしましたということで、やっぱりかなり深刻というか、シビアに考えているということで会長がお聞きしていると。議会だよりの出ておりましたように、建物とかいろいろあって、特にクラブ活動なんかで、結局西中のクラブ活動のクラブ数と海中のクラブ活動のクラブ数ということで、かなりあれなので、活気とか、クラブが少ないということもよく聞きますし、クラブ活動なんかでもかなり海中、西中で少なくなっているの、中学校の方はどのように考えているのか。中学校の方の学区。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）西中学校の規模とすれば、これは適正基準じゃないかと私は思っています。ただ、今おっしゃったように、クラブが多ければ、それは少ないよりは多い方がいいということは異論はございません。ただ、学校はクラブをするために来ておるわけじゃないから、人格形成を目標に、その過程を努力していくという場がございますので、現在ではクラブが原因で学校をかわりたいというようなことがあれば、それは柔

軟に対応しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）中学の方は西中で今3クラスずつで9クラスありますのであれなんですけれども、やはり倍半分というのは調整できるものなら調整してやっていく上では、クラブ活動も増えて。やっぱりクラブ活動というのは、子どもたちから見たら魅力の1つなんです。運動部、文化部、いろいろあるからということで、放課後のあれも大きな、学校へ行く活力といいますか、そういう面では大きな要素があるので、中学の方も考えていただきたいということで。

それで、時間がないから、学校規模の適正化についてアンケートはしないということで、先ほど答弁にありましたように、通学区域の検討委員会とかそういったものは現存しているわけですか。あるんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）例規集にちゃんと載っておりますが、25人以内で、教育委員会が指名する方々について、学区の諮問機関として現存しております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）そういうことじゃなくて、私が言うのは、実際に稼働して会議をやっているかどうかということを知りたいわけ、その辺はいかがですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）諮問機関でございますので、教育委員会から諮問して初めて現存する機関でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）今は開かれていないということだと思っておりますけれども、ぜひやっぱり交流、触れ合いを聞く機会にもなりますし、実際にメンバーを決めたりして、この際やっていただきたいと思うんです。

それで、時間がないので、3番目に行きます。東小の校舎の老朽化についてということで、先ほど冒頭で言いましたように、そのとおりなんですけれども、まず赤水、これは水質検査で教育長の方にデータがあれば上ってきておりますか。東小の水質検査のデータ。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）見ております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、どのように感じられたか。これはアスベストのときに建設委員会で went したときにも話が出ていたと思うんですけども、教頭先生あるいは校長先生とも話をしましても、これは預かってまいりましたけれども、どうですか、真っ茶色でしょう。危急存亡というか、急ぐあれだと思っんです。各教室のもいただいてまいりましたけれども、待ったなしだと思っんです、これは。どうしてかといいますと、水は、教室の前は結局、生徒・児童はボトルを持ってきて飲むわけです。家から持ってきたのを飲む。それはいいんですけども、暑いから飲む、全部飲み干す。そうすると、その次には教室の前の水道の水をくんで飲むと言うんです。この状態で飲んで、飲み上げて続けて飲んで、人体に影響があると思っんですが、どう思いますか、この状況を。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）赤水が出るということは私どももわかっております。ですから、今これをどういうふう改善するかということを検討しているということをおし上げました。確かに出始めはちょっとは出ます。しばらくするとマル適飲料水になるということですので、しばらくはそういうことで対応しておってくれということをおやっております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）待てないと思っんです。夏休みでも、学校現場からは赤水対策は少し前から出ていると思っんです。それと、5月17日か、町長は東小をぶらり訪問で訪問されております。そのときに学校から話が出てから、町長から帰って教育長に報告があったと思っんです。5月ですよ。もう3カ月以上たっているんですよ。待ったなしと思っんです。もう1度お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）学校の整備計画では、東小の校舎は3番目にランクされております。ですから、あれを全部かえるとなると、現在のを簡単に洗浄したり中を取り除いてというわけにはいきません。全部屋外配管で新たにつくり直さなければ全面的に100%の効果は出ないということで、それじゃ、それまでマル適飲料で対応できる範囲でそれまで待つのか、それは少々重複してもいいとお金をかけてやるのかということをお検討しています。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）検討も何も、ここまで出ているら、夏休みでもすぐやっってくださいよ。銭金の問題でもないと思っんです。子どもたちが飲む。先ほども言いましたように、家か

ら持ってきた分を飲み干したら、教室の前のあれを入れて飲むんですよ。先生もそう言っておるわけですから。これは銭金じゃないと思うんです。早急に。

それから、時間がありませんから、急ぎますけれども、クラック、これも運動場側が外を通れないということで、クラックは現地というか、確認されておりますか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）見ております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）危ないと感じられませんでしたか、どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）万が一を考えれば、危険がないとは申し上げられません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）先生が安全衛生のR A診断をやっておるわけですから、その中には、危ないと。20点の20点満点がついている。人身事故が起きるという結果も出ているわけですよ。のんびりというか、結局地震なんかで揺れてクラックが落ちてきて、先生でも児童でも頭にぶつかる、人身事故がなければ動かないということですか。死亡事故が起これたらどうするんですか。2回も3回も大きなコンクリートの塊が落ちてきて激突したらどうなるんですか、教育長、もう1度。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）天災の場合のことは割と想定はしにくいんですけども、ですから、修繕すると申し上げているんです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）私が言うのは、現場を見て、待ったなしじゃないかということをお願いするわけですか。

3番目の窓枠は、ここにありますがけれども、今年は1階の職員室の周辺と廊下の前側と、飛び飛びですけれども、窓枠をやっているということで、私が言うのは、窓枠を見せていただきましたけれども、とにかく窓枠が東小の場合はさびついてがたがたなわけです。はっきり言いまして、新しくサッシに変わっているところは探す方が大変なんです。あかないんですよ。あかないから、危険ですから、あけないという。この前もあったんですが、夏で暑い、クーラーがない。せめて風通しをよくして勉強に集中しようという。それも廊下側があかないから、こっちもあかない、風通しがないから、暑いば

かりで能率が下がっているという状況なんですよね。これも早急に2階、3階も、とにかくスムーズに窓枠があくように総点検して対応すべきじゃないかと思うんです。教育長、もう1度お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）本来校務については与えられた、委任しておる行為でしたら校長権限でできるわけです。今回も見ましたけれども、ほとんどはまあまあスムーズにあくところもありましたし、あかないところもありました。ですから、あかないところは修繕すると申し上げているんです。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）学校現場の方に予算はかなり持っているんですか。随時できる予算は持っておるんですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）臨時的に対応できる修繕費というのは各学校に配当してあります。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）広範囲になると足りないんでしょうね。考えましたのに、東小の体育館は確かに9,900万で、一番のあれは耐震もありますけれども、屋根の漏水と屋上のあれがということだったんですけれども、本館が一番大事なんです。本館がとにかく危ないという危機管理なんです。そこに、予算を配分するときにもやはり配分のチェックの仕方が甘いというか、あれじゃないでしょうかね。

それから、照度の問題、これも結果をいただいてきておりますけれども、よくないですね。これも蛍光灯を増設してください。それから、故障中ですというようなことで、その検査のデータは手元に来て、その結果、6月の結果ですけれども、どう思いますか、教育長、お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）この照度の問題は定期検査ですから、定期検査で一々私のところに検査結果が来ることはないんです。校長の権限の範囲内で、照度が落ちていけば、落ちたところを修繕していくというのが原則なんです。ですから、球を清掃すれば直るところもあるでしょうし、取りかえんと全然だめなところもありましょうし、増設しなければならぬところもあるでしょう。それは現場の管理者である校長が判断して修繕費を使って直していくということでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）現場の方で十分な、蛍光灯を取りかえるとかという予算は、先ほども言いましたけれども、持っておるわけですか。結構な箇所なんですよ。予算が伴うからお聞きしているわけで、予算は十分そういう関係でも学校側は持っておるということですか、教育長、もう1度お願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）修繕費は打ち切りで各学校にあります。この修繕費を使い切ったときには、予算がない場合は教育委員会に相談して予算措置をして、補正でやるか、充当でやるか、流用でやるかというようなことを決めて対応するわけでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、照度とかそういう予算は学校で、東小だったらどれぐらい手元にお金を持っておるわけですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）学校には70万円の予算配当をしております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）70万で足らなくなったら教育委員会の方に上げてくるという順序ですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほど教育長が答弁したとおりでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）待ったなしなんですけれどもね。目が悪くなったら困るんですよ。後々中学あるいは高校へ行って、早い時点、小学校の時点で目を悪くするとやっぱり困るんです。近眼を防止しなきゃ、勉強するのに困るんですよ、大事なところで。照度でも500ルクスの基準から、ほとんどがバツェンになっているところがいっぱいあるんです。これはもう1度確認していただきたいと思うんですけれども。校長と教頭と話をしたんですが、これは叫びなんですよ、要するに。たまたま私が最初に言いましたように、体育館のあれで確認のために寄ったら、ちょっと三宅さんということから話が長くなったんですけれども、4月からあれで。それから、先ほども言いましたように、5月にぶらり訪問で町長が話を聞かれて帰って、教育長には伝わっておるはずなんです。それから3カ月もたっておるんですから、危機感を持ってやってほしいと思うんです。待ったなしのことばかりだということであえて緊急課題で取り上げたわけですから、総じて、今言

ったことを点検確認に行ってほしいと思うんですが、もう1度その辺を言っておきますので、どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほどもお答えしましたとおり、もう確認しております。悪いところは直すと申し上げております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それじゃ、直すだけではだめだということで取り上げているわけですから、早急にやっていただきたいということです。

時間がありませんので、最後のところであれしますけれども、これは住民活動センターにということでもありますけれども、防災の面でやっぱりしっかりしなきゃということで、地震なんかが起こりますと、この前でも年寄りが亡くなっているということなんです。書いておりますように、やっぱり単位自治会との連携が避けて通れないということで、やはり今の住民活動センターは現存してありますけれども、もっと箇所を小学校区ごとに増やして、それで情報も得られる、情報交換もできる、いろいろどうしたらというノウハウも得られるということで、例えば海田公民館とか東海田公民館、ひまわりプラザとか、南小学校区、どこかに単位自治会の活動の支援センター、これに温かい目を向けていただきたい。住民活動センターはいいんですけれども、大きなボランティア、国際交流とか全体の自治会連合会とかということしかなくていいんですよね。お世話というか、目が向いていない。私が言うのは、単位自治会の、危機管理のときに結局役立てなきゃ、待ったなしなんですよね、この前の中越沖の地震にしても。自治会活動支援センターを、私は4回目ですから、そろそろ単位自治会の支援センターをつくるといういい返事をいただきたいんですけれども、もう1度お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、窪町にある施設で十分賄っておると私は判断していますので、また必要に応じては考えてみたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は10時30分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。4番、西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。大きく4つの質問をいたします。

まず、1点目、公共施設の省エネ化について質問いたします。国は緊急の対策として、地球温暖化対策推進法に基づく実行計画を2006年4月に策定し、地方公共団体はこの趣旨を踏まえた率先的な取り組みを行うこととしています。しかし、実際は2007年、今年の8月の経済産業省の試算によると、2010年の二酸化炭素の排出量は1990年より総合で4.6%増加しました。その内訳として、家庭は13.4%増加、交通機関は12.7%増加、重工業は9.1%減少でありました。したがって、京都議定書の6%削減を目指したこの計画の見直しを急ぐことになりました。地球温暖化に関しては前回の6月定例議会で温暖化の現状とその対策を質問し、着実に進行しつつある温暖化に対する早期の対策を提案したところですが、今回は特に、省エネ白書の指摘や実行計画の見直しを踏まえた、公共施設の省エネ化を推進し、地球の温暖化防止に貢献するため、次の点を質問いたします。

1点目、省エネ電球への対応実態と取りかえ計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

2点目、自然エネルギーの太陽光発電や風力発電などの公共施設への導入の実態と計画はどのようになっているか、お伺いいたします。

大きく2点目、屋外運動場の芝生化についてお伺いします。校庭はこれまで土のグラウンドが一般的であったが、近年、芝生で整備する学校が増えてきています。この校庭の芝生化は、文部科学省もその整備推進を図り、屋外教育環境整備事業で補助を実施しています。屋外運動場の芝生化は、前質問の温暖化対策はもとより、緑化によるヒートアイランド現象の緩和などの環境保全上の効果とともに、子どもたちに自然との共生の大切さが実感でき、また、スポーツ活動ではけがが減少するなど、教育上の効果が期待できます。実施に当たっては、維持管理、利活用、子どもたちの様子、教職員・保護者・地域の評価が考えられますが、既に導入されているところのヒアリングを見ると、良好の評価が見られていますが、養生期間や維持管理などに問題が残されています。以上のことから、次の点を質問いたします。

1点目、小学校、中学校、保育所及び公民館など、公共施設の芝生化の実態と計画はどのようになっているか、お伺いします。

2点目、モデル事業として芝生化整備を小学校、中学校及び保育所へ実施してはどう

か、お伺いします。

次に、大きく3点目、公共施設の節水化についてお伺いします。21世紀は水やエネルギーの資源が重要な課題になると言われています。学校など公共施設の水の利用はトイレが最も多く、また、一般家庭においても和式から洋式へ変化しつつある中で、公共施設のトイレの改修が必要と考え、次の質問をいたします。

1点目、節水対策として、自動洗浄式トイレの導入実態と改修計画はどのようになっているか、また、雨水（中水）利用の計画はどのようになっているか、お伺いします。

2点目、消し忘れ防止などの節電対策として、自動照明式トイレの導入実態と改修計画はどのようになっているか、お伺いします。

3点目、生活習慣の変化と高齢化が進む中、和式から洋式（温暖便座、ウォッシュレットつき）への導入実態と改修計画はどのようになっているか、お伺いします。

最後に、大きく4点目、町債の健全化についてお伺いします。総務省の統一様式で作成された市町村財政比較分析表（平成17年度普通会計決算）の類似団体平均の比較によると、将来負担の健全度、人口1人当たりの地方債現在高ですが、は80ポイント後半で、順位としては132団体中103位で低いという、本町の問題点がレーダーチャートに浮かび上がっています。公債費は今後しばらく高どまりとなり、その間、非常に厳しい財政運営となることが予測されています。繰り上げ償還の実施や町債発行額の抑制により地方債残高を縮小し、公債費負担をどれだけ低減化できるかが今後の財政健全化のかぎになると言われています。町債の繰り上げ償還の過去10年間の実態を見ると、1999年度に1億4,000万円、2000年度に2億1,900万円、2001年度に4億6,100万円で、その後3年間は繰り上げ償還がなく、2005年度に9,800万円、2006年度に3億4,300万円でありました。このことは2007年、今年の3月の定例議会でも、町債の健全化を図る目的で繰り上げ償還などに関して改善を図るよう提案及び改善の要求をしたところです。上述の指摘のように、義務的経費が年々増え、財政の硬直化が予測される中、地方債残高を減少させ、プライマリーバランスがプラスになる中、公債費負担を低減することが大事です。具体的には、財政調整基金やその他の基金の切り崩しや不用固定資産の売却費などを繰り上げ償還に充てる方法が考えられます。財政健全化計画などの見直しや平成20年度の予算を検討するこの時期、次の点を質問いたします。

1点目、財政融資資金や郵政公社資金の政府資金及び公営企業金融公庫、市中銀行、その他の金融機関、共済などの過去10年間に行われた繰り上げ償還の意義とその効果は

どのようになっているか、お伺いします。

2点目、政府資金を含めた繰り上げ償還のその後の可能性と財政健全化に向けた具体的な計画はどのようになっているか、お伺いします。

3点目、地方債残高の繰り上げ償還を実施し、元利返済の減少分の一部を、例えば先ほど質問しました1から3の環境対策事業に充ててはどうか、お伺いします。

以上、大きく4点の質問をよろしくお願ひします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西田議員の質問の2点目の学校の部分については教育委員会から、それ以外は私から答弁いたします。

まず、公共施設の省エネ化についての質問でございますが、1点目の省エネ電球への対応実態と取りかえ計画については、電球型蛍光灯を例にこれまでの電球と比較しますと、消費電力は約5分の1、寿命は約6倍、発熱量は約5分の1と、省エネ、地球温暖化対策としては有効な手段であると認識しておりますが、費用対効果を考慮しながら取りかえていく必要があると考えております。地球温暖化防止という大きな問題でありますので、省エネ電球に限らず、省エネ対策については研究し、導入可能なものは導入してまいりたいと思っております。次に、2点目の太陽光発電や風力発電の公共施設への導入につきましては、現在これらの自然エネルギーを利用している施設はございません。今後、公共施設を新設する際には可能なエネルギー対策を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、屋外運動場の芝生化についての問題ですが、保育所の園庭は保育指針をもとに、植物を栽培したり、土や水を使った遊びの場、遊びを通じて友達や異年齢のかわりを育てる場として多用途の使い方をしております。このため、保育所の園庭を芝生化する計画はありません。また、モデル事業につきましても、行う考えはございません。

続きまして、公共施設の節水化についての質問でございますが、現在自動洗浄式トイレを整備している施設はひまわりプラザ、福祉センター、町民センター、海田児童館、総合公園でございます。現在、節水対策として既存の施設を改修する計画はございません。また、多額の整備費を必要とする中水利用につきましても、計画はございません。ただし、今後公共施設を新たに整備する際には、経費の削減効果等を考慮し、検討してまいりたいと思っております。

次に、2点目の自動照明式トイレにつきまして整備している施設は、ひまわりプラザ、福祉センター、海田中学校屋外トイレでございます。今後の計画につきましては、自動洗浄式トイレと同様に、新たに整備する施設について検討してまいりたいと思います。

次に、3点目のウォシュレットつき洋式トイレの整備につきましては、整備している施設は福祉センターと海田公民館でございます。現在改修の計画はございませんが、新たな施設を整備する際には必要に応じて整備していきたいと考えております。

続きまして、町債の健全化についての質問でございますが、1点目の過去10年間の繰り上げ償還の意義とその効果につきましては、町債残高を縮小し、後年度の公債費負担の低減化を図ることを目的に繰り上げ償還を実施し、これによる利子削減の効果額は約1億5,000万円でございます。

次に、2点目の今後の繰り上げ償還の計画については、まず、財政融資資金や公庫資金などの公的資金の補償金を要しない繰り上げ償還については、8月末に総務省から正式な要綱が通知されたところでございます。銀行等民間資金を含め、財政状況を勘案しながら、財源が確保でき、かつ今後の財政運営に有利であると判断できれば、繰り上げ償還を実施したいと考えております。

次に、3点目の繰り上げ償還による元利返済金の減少分の効果額の活用については、財政状況全体を考慮して考えてまいりたいと思います。

それでは、2点目の学校部分については教育委員会の方から答弁しますので、よろしくをお願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）小・中学校及び公民館などの芝生化の実態と計画でございますが、教育委員会が所管している施設の芝生化計画としては現在はございません。

2点目の芝生化整備を小・中学校でモデル事業として実施するという点については、事業実施に伴う教育効果、維持管理、事業費、環境衛生面などについて、他都市の先進事例等を参考に研究してまいりたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それでは、再質問をいたします。4番目の町債の健全化についての再質問とさせていただきます。過去10年間の要するに繰り上げ償還実績、趣旨とその実績、効果ですね、そういったものを先ほど質問させてもらって、1億5,000万の利子効果が得られたというふうに答弁があったと思います。10年間でトータルで14億円ぐらいの繰り上

げ償還の結果、約1億5,000万、実際にはもう少し多いんじゃないかと思うんですが、そのくらいの効果が得られていると。これを私なりに試算してみたんですが、14億円の繰り上げ償還を実施して1億5,000万円の利子効果が出た。例えばその返済部分の元金部分が20年返済のものと仮定して計算しますと、年に7,000万円の元金の支払いというふうに、ざっくり計算したんですが、考えられると思います。それから、利子分ですが、利子分の1億5,000万で10年ですから、年で計算しますと1,500万円ですか、そういった効果が得られると。だから、年で次年度以降に償還に対する削減効果が7,000万円プラス1,500万円ですから、約8,500万円、9,000万円ぐらいが次の年度以降、キャッシュフロー的にずっと効果が出てくるように思います。今ざっと計算したんですが、約1億ぐらいですか、公債費の削減が年にできるのではないかというふうに考えられるんです。昨日も桑原議員の方から質問がありましたが、公債費比率が非常に上がってきているんですね。一般が16%ぐらいになっているんですかね。実質公債費比率は私はわからんですが、それも含めて回答を願いたいんですが。そういった効果があらわれるということで、そこら辺をもう少し緻密に計算されているかどうか、また、計算されておれば、その効果が今回どのような形で出るかというのを明確に、私はあくまでもこれは試算したんですが、執行部の方で明確に答弁ができればと思います。まず、それを第1点目にお願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今のこれまでの10年間で繰り上げ償還したものの利子削減額の合計は1億5,000万です。ですから、これは実際には11年度、12年度、13年度の3年間と、17年度と18年度の2年間で実施したものですから、これが一概に単純に割り算はできないと思うんですけれども、言われるとおりに、これを単純割りするとそういった計算にはなるかと思います。それから、実質公債費比率の件でございますが、18年度決算における実質公債費比率は13.0でございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今、回答がありましたように、実際それだけの効果があらわれるというふうに答弁があったんですね。だから、繰り上げ償還、10年間上がって約10億円行ってきて、利息分を含めてその効果があらわれる、そういったことを、今後いろいろ資料が出てくるとは思いますが、財政健全化計画の方にはそういったマネー改革の方にそれが反映できているかどうかというのをお聞きしたいんですが。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）繰り上げ償還というものにつきまして、財政健全化計画の中では非常に有効な手段であるとは考えております。ただし、繰り上げ償還できる額というのが今現在、今年度、先ほどの答弁にもありましたように、政府系資金につきましては、海田町で言えば、一般会計部分で言えば7%以上、これはこの額しか返せません。それから、残りの部分については、民間資金についてのみの繰り上げ償還ですから、その範囲の中で繰り上げ償還を行うということ。それから、もちろんこれにつきましては財源を伴うものでございますから、財源とその効果額との比較の中でどう考えていくかということになるかと思えます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）一応政府の方が年7%の利息以上のものの返済に関しては許可しましょうと。それから、そのほか、民間金融機関等の借金に関しては市町村でやってくださいというふうな答弁だったと思うんです。今、財政が許す限りというような話も出たんですが、8月の時点での財政調整基金の残高が15億円ありますよね。それから、今回の議会の中で提案されている公社の問題なんかにしても1億5,000万も、どのような形になるかわかりませんが、要するに入ってくるわけですね。余剰というわけじゃないですが、流動的なものが入ってくる。それらをやはり繰り上げ償還の方へ使っていくべきではないのか。というのは、先ほど言いましたように、年に1億ぐらいの元利の効果があるわけですので。私もこれまた試算してみたんですが、過去10年間の繰り上げ償還の半分としましょうか、7億円入れたと仮定します。財政調整基金の15億円のうちの7億円を入れたと仮定すると、1年で繰り上げ償還の効果が、先ほどの半分ですね、約5,000万弱ですか、そのぐらいの効果が出てくると。過去10年間実施した中の5年分のそういったねらいができるわけですね。7億円入れてしまっただけで。だから、そこらをうまく利用しながら、いろんな意味の期待ができると思うんです。5,000億円結局生まれてくるわけですから。だから、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今の財政調整基金を7億円程度崩してという話なんですが、先ほども答弁いたしましたように、実際に今の現状で繰り上げ償還できる額というのは、今の補償金なしの繰り上げ償還につきましては一般会計で4,400万しかありません。それから、市中銀行から借りております民間からの借入れにつきましては2億3,900万しかござい

ません。この辺についての繰り上げ償還については、先ほども話をしましたが、財政調整基金を取り崩すのではなく、余剰金であるとかそういったもので返していくという話は繰り上げ償還の対象として考えておりますが、今のところ、財政調整基金を取り崩してまでという考えはございません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）財布をしっかりと持っておられるので、今聞かせていただくと、約2億8,000万円ですか、返せる余地があると。その資金は不用額とかそういったものを充てると。だから、これだけの余裕があるなら、不用額がゼロでないにかかわらず、基金の方でやっぱりきちっと組み込むべきではないかと思うんですが、そこら辺がなかなか難しいという話ですので、内情は私もよくそこら辺が詳しく見えないので、今後また調査・研究して、その点を今後の質問にさせてもらいたいと思います。

それから、確実に借入金の返済を進めていかないと、公債費比率が物すごく今から問題点になってくる。これは目に見えておるわけです。一般会計で言いますと、第1質問で言いましたように、高どまりしてきているし、下水道関係で言いますと、まだ伸びていくんですね。返済額が伸びていくし、また、その公債費比率もだんだん上昇していくという。だから、要するに両方合わせた実質で考えると、これはこの先5年、10年の間に下がるというものが目に見えてこないんですね。だから、早目に早目にそういったものを返済していただきたい、そういう計画をきちっと組んでいただきたいと思います。なぜこれを最初に再質問で上げたかといいますと、簡単に考えますと、2億8,000万円ですから、幾らぐらいですか、年に約4,000万ぐらい削減できるわけですね。だから、その4,000万円が現実に浮いてくるわけですから、1から3の環境対策、こういったものに、原資があるわけですから、利用していただくという、その考え方はどうでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）確かに計算上はそういうことになろうかと思いますが、今の財政収支見通しでいけば、繰り上げ償還等を行っても、財政調整基金をすべて使い切ったとしても二十四、五年ぐらいまでしか財政調整基金はもたないというふうな厳しい状況になってきております。それは、実施計画上のハード事業の見直し等を行ってもそういうふうな状況ですので、反対に新たな事業を起こすという考え方、だから、今の事業と新しい事業との緊急性、必要度、そこらを計算して、どちらの事業にその資金を使うかというふうな話になろうかと思いますが。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）25年ということは、7年後ぐらいには財調を全部崩してもにっちもさっちもいかんよという、昨日の呉市の話じゃないですが、そういう状態というふうに今の現状を理解してよろしいのでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）連続立体交差事業が25年度から本格的にスタートする、それから、それまでに庁舎移転を完了しなくてはいけない、あるいは区画整理事業が本格的にスタートするというふうなことになると思いますと、21年、22年ごろから投資的経費がかなり多くなってまいります。現状ある、前回18年8月に収支見通しをお渡ししておりますが、それにプラスしてそれらの事業が入ってまいりますので、あの当時よりなお厳しい財政収支見通しになっておると思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）今非常に厳しい状況を説明を受けたんですが、これは行財政改革、それから財政収支見通しを今から多分つくられてくると思いますので、それが出た時点でしっかり研究をさせてもらって、また質問させていただきたいというふうに思います。

じゃ、どっちにしても4,000万円とか3,000万円ぐらいのレベルが年度ごとに何か原資が出てくる、光が見えるというふうに、私は試算してみたんですが、それをぜひとも1から3の環境対策に使っていただきたいんです。まず、公共施設のところの節水化についてのところの再質問をさせていただきたいと思うんですが、現状のものはしませんよというふうに話が出てきたと思うんですが、新たに今から計画されるものに関しては積極的にこれを導入していきたいというふうに答弁があったと思います。新たに出てくるもの、そこらの計画が何年度にどのぐらいあるとか、何年度までに節水化がどのぐらい進むか、そこら辺の具体的なところ、そこらをきちっと、計画ですから、明確にさせていただく必要があるというふうに私は考えておるんですが、もしそこら辺の計画があれば、ご答弁をお願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）具体の数値、計画はございません。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、この節水に関しての目標とかそういった、総括的なところ、そういったものも全然立てられていないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほど町長の答弁でもございましたように、現存の施設についてはそのまま、新たに整備するものについてはそういうものの導入を検討するというものでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）ということは、節水化に関しての10年間の目標とかそういったものは立っていないと。これも一番最初に私は冒頭で言わせてもらったんですが、環境対策は物すごくせっぱ詰まってきているんですね。というのは、最近のニュースでは、アンチ京都議定書路線を踏んできたアメリカでさえ今の環境問題を随分取り入れていこうという動きが出てきているんですね。アメリカがなびけば当然日本もなびいていくし。特に、先ほど説明させてもらいましたように、4.6%も増えてきているんです。京都議定書自体も日本が守れるかどうかわからない。こういった状況にやっぱり自治体の姿勢というのは非常に重要だと思うんです。国が言っているのは、各家または各自治体等が取り組むことによって25%から30%の削減効果があるというふうにも言われているんです。だから、この姿勢というのは非常に大事だと思うんです。そういったことを踏まえて、今度は町長さん、これに対して、きちっとした目標値は立てにくいかと思いますが、やっぱりその方針だけは出していただくというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにご指摘のように、地球温暖化の問題は国際的な、国内だけじゃない大きな社会問題になっておりますが、そうした中で費用対効果の問題でも、現在使わせていただいております町のいろんな施設に対してもいろんな視野から研究してみなきゃいけない時期に来ておるといような考えを持っておりますので、改めてまたいろいろと調べていきたいと思っております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）補助金等もいろいろ出てきておりますので、そこらをしっかり研究していただいて、うちの財政に負担のかからないようにしっかり研究していただきたいと思っております。

それから、次の2点目の屋外運動場の芝生化についてなんですが、これに関しては中央教育審議会等も芝生化の推進を提案してきております。ここらのことも考慮しながら、なおかつ、海田町以外の近郊の学校、公共施設等もこういったものの導入を図ってきて

おります。例えば隣の町でもそういった省エネ問題も含めて、その中に芝生化も一緒に導入しながらやっているというところもありました。府中さんもそうです。本町にも緑の基本計画というのがあるんですね。その中に「緑化の推進」ということを書かれているわけです。こういった観点からもやはりきちっとした、緑化に対する将来目標というんですか、計画まで行きませんが、目標というのはやっぱりきちっと立てていただく必要があると思うんですが、その点に関して、緑の基本計画を踏まえた芝生化に対する考え方はいかがでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに幼稚園とか保育所とか、いろんな形でそういう緑に対する環境整備というのは必要というふうに認識はしております。しかしながら、場所の問題を踏まえて、例えば広い敷地があるとか、そこで一部そういうふうなことができる場所があればすぐやりたいんですが、海田町は今、保育所なんかでもちょっと環境的に狭い。土になじんで子どもが戯れるというふうな1つの保育所の教育的なこともございますので、それらももう少し研究をさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）じゃ、この点も環境対策ですので、しっかり研究してもらいたいと思います。土地の問題等を今言われましたが、いろんな意味で、狭い土地の中にそういったグラウンド等を用意しているということはあると思うんですが、できれば、それと並走するような形で空き地があるとか、そこを何かの指定のための芝生化にしてしまうとか、公園等も含まれると思いますが、そこら辺を含めて今後しっかり研究していただきたいというふうに思います。次回にまたこういったところの質問をさせていただきますので、しっかり研究の方をよろしくお願いします。

最後に、公共施設のところなんですが、研究は随分なされておまして、エネルギーの5分の1の対策ができるとか、寿命が6倍になるとか、当然実態はそうなんです。実態は家電製品が非常に省エネ対策の家電製品。これも先ほど言いましたように、家庭とか地方公共団体がそれに協力してそういった買いかえを促進すれば、25%から30%対策ができるというような試算も出ているわけです。だから、やはりこの効果をしっかり理解していただいて今後とも進めていただきたいというふうに思うんですが、その中で1点ほど紹介したいと思います。第2回新エネルギー世界展示会で、太陽光発電や風力発電の小型化で効率化が進んでいますよというのが出ているんです。よく調べてみますと、

ハイブリッド型で、風力が3キロワット、太陽光が1.04キロワットぐらいの、非常にこのビルの上ぐらいにコンパクトに設置できるようなものもあるんです。これはいろいろ補助が受けられないかなと思って調べてみたんですが、補助は大規模なものしか出ないんです。こういった小型のものには補助できないんですが、これは1つのモニュメントにもなる可能性も十分あると思うんです。だから、公共施設が随分海田町にありますので、そこらにやはり、大型であるといろんな問題等がございますので、小型な、特に風とか太陽光とか、こういったハイブリッドのものを利用した発電施設というものを紹介したわけなんです、それに対する導入の考えはありませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに新しい施設とか何かにつく場合には根本的にそういうことを考えてやらにゃいけないと思いますが、現在、町にある施設なんかにおきましても、今おっしゃるような補助率の問題とか費用対効果の問題が非常に関係してきますので、厳しい財政の中で取り組まなきゃいけませんので、近隣の町村でいろんな先進地がございますので、そこらをあわせて勉強していきたいと思います。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）補助金等が今現状探しても見当たらないんですが、そこら辺はしっかり研究していただいて、財政が厳しいのは私もしっかり理解していますので、そういった意味でお互いが研究しながらやっぱり進めていかないといけない時代になっていると思いますので、しっかり研究してください。

以上、省エネ化、芝生化、節水化、健全化の4つの質問をしたわけなんです、こういった問題が、非常に財政が厳しい、それから、環境問題は非常にクローズアップされて、どんどん変えてくださいという圧力もかかっているわけですね。そういったものに対してしっかり対応していただきたい。要するに環境対策と財政の健全化に取り組む。最後にもう1度、町長さん、決意のほどを。要するに財政が厳しいというのは皆さんもっともっと理解できていないんじゃないかと。だから、そこら辺のご理解をしていただくような決意、それと、環境対策に対しても絶対にやっていかにゃいけないというその決意、最後ですが、お願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに財政のことにつきましては、皆さんご承知のように、非常に頑張らせてやらせていただいております、そういうふうな新しい世界的な環境づくりの問題

も含めて、地方に課せられたこともたくさん今から見つかると思います。そういうことで、さっきも答弁しましたように、海田町のできるものからすぐやらせていただくということを踏まえて研究してみたい、こういうふうを考えております。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それじゃ、最後に執行部の方々の最善の努力を期待しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（原田）この際、暫時休憩をいたします。再開は追って通知いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時08分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。1番、久留島議員。

○1番（久留島）1番、久留島です。2点ほど質問させていただきます。

三位一体の改革の影響について。地方分権推進のため三位一体の改革が実施され、今年度以降その影響が次第に本格化している。多くの自治体では財源不足により財政運営に苦慮されております。改革の影響について2点質問いたします。

1点目に、三位一体改革のメリット、デメリットについて、どのように考えているのか。

2番、国庫補助金・負担金の削減、個人住民税の税率のフラット化等の実施や、簡素な新しい基準による新型交付税の導入等による本町への影響はどうか、お尋ねいたします。

次に、頑張る地方応援プログラムについて。やる気のある地方がみずからの創意工夫で地域の活性化に取り組む自治体に対し、特別交付税等の支援措置を講じる「頑張る地方応援プログラム」に本町も既存の制度等で応募されており、また、住民への公表はホームページで行うようになっておりますが、このようなプロジェクトは住民に十分周知し、協働のまちづくりに取り組む必要がある。優良な事例については表彰を行うことが予定されておりますが、住民と一緒にあって独自性の高いプロジェクトを目指す考えはあるのか、お尋ねいたします。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）久留島議員の質問に答弁をいたします。

まず、三位一体の改革の影響についての質問ですが、三位一体の改革のメリット、デメリットについては、ご承知のとおり、三位一体の改革とは国庫補助金・負担金の改革、国から地方への税源移譲、地方交付税改革という3つの改革を一体的に推進し、地方の自立と責任を確立しようとするものです。メリットとしましては、地方の裁量権が高くなり、地域に合った行政が行える、デメリットとしては、行政サービスにばらつきが生じるといったところが一般的に挙げられております。真の地方分権改革を実現するためには、国と地方の役割分担の見直し、国から地方への権限及び税財源のさらなる移譲、国と地方の二重行政の解消による行政の簡素化などの改革が一体的に進められなければならないと考えております。

次に、三位一体の改革による本町への影響についてでございますが、国庫補助負担金については平成16年度から平成18年度にかけて約2億円の減額となっております。町民税につきましては、平成19年度から個人町民税の税率を一律6%にフラット化されたことにより、約2億円の税源移譲による増収を見込んでおります。新型交付税につきましては、本町においては大きな影響はありませんでした。

続きまして、「頑張る地方応援プログラム」についての質問でございますが、まず、「頑張る地方応援プログラム」とは、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む自治体に対して国が地方交付税等の支援措置を講じる新たな制度として平成19年度からスタートしたものでございます。具体的には、平成19年度から平成21年度までの3年間、1市町村について単年度3,000万円の特別交付税を措置するというもので、現在、本町では町内循環バスをはじめ、少人数授業支援事業などによる子育てしやすい環境づくり、海田東小学校体育館の大規模改造・耐震補強工事による安心・安全な学校づくりの、3事業について応募し、本町のホームページで公表しているところでございます。この中でも、子育てしやすい環境づくり事業は少子化対策の一環として住民と一体となって展開している独自性の高い事業であると考えております。現在のところ、特別交付税の上限額が単年度3,000万円と決まっており、交付対象となる3年間の事業費を既に満たしておりますので、さらに追加して応募する予定はありません。以上です。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）再質問をさせていただきます。三位一体の改革の地方への影響は大きなものがあると思います。今、概略はお聞きしたんですが、改革の始まる前の平成15年度と19年度を比べて主な一般財源である地方税、地方交付税の影響額はどのようになっておりますか、お尋ねします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほども町長の方から答弁しておりますが、税源移譲に伴う影響額約2億円というふうな形で、税源移譲による伸びは2億円程度と考えております。それから、地方交付税につきましては、先ほども言いましたように、新型交付税というのはほとんど影響なく、地方交付税の通常分のものについてはほとんど変わらない額になっております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）今の回答にありましたように、2億減と、また2億プラスというふうに承ります。また、海田町の中・長期財政計画の収支見込にはこの影響額は反映されますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）この影響額を反映して収支見通しを立てております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）それでは、この影響がどのように想定されるかというのは先のことを読んでおられますか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）三位一体改革に伴うものについては今の財政収支見通しにすべて盛り込んでおりますので、その中での判断になろうかと思えます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。それでは、本町ではどのような特色ある行政運営をこれから行われるか、お尋ねします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）国のそういった三位一体改革の中での変化の中で、特段海田町として特徴ある行政といいますか、これとってそのためのものはないわけですが、以前から町長が示しておりますように、海田町としては、子育てのしやすいまちづくり、これを大きな柱として今後とも行政を行っていくという所存でございます。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）今言われたように、子育てに優しいまちづくりというふうなことを承ったんですが、これは、現在海田町が行っているのは、キャッチフレーズは掲げておられるんですが、他の自治体と余り中身が変わっていないと思うんです。もっと特色ある工夫や取り組みを積極的にやられることはないですか。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）そうした子育てのしやすいまちづくりを進めていくメニューといたしまして、現在でも行っております子育て支援センター、これは住民と一体となって進めておる特色ある行政だというふうに思っておりますけれども、現在はつくも保育所あるいはひまわりプラザ等で行っておりますが、こうした施策を今後は現在の町民センター、以前にもお話ししたと思っておりますけれども、東の児童館として位置づけをしながら、子育て支援センターも、そこでもやっていくというふうに拡大して、できるだけ子どもを安心して育てていける社会環境をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）この三位一体の改革によって裁量権とか自主性が高くなって、地域のために合った行政運営が行えるようになりましたので、他町と比べて特色あるまちづくりをこれからもやっていただきたいと思えます。

次に、頑張る地方応援プログラムでございますが、現在、19年から21年のが3件、海田町で案件が出ておりますね。これで追加なしというふうなことを今聞いたんですが、このプロジェクトで海田東小学校が今年度中に工事が終わると思えます。その後また来年度策定する予定があるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）これは先ほどもご答弁いたしましたように、限度額が単年度で3,000万円ということになっております。ご指摘のように、海田東小学校の大規模体育館改造事業は平成19年度の単年度事業でございますが、20年度、21年度につきましても、残りの2事業で既に3,000万円の事業費を超えておりますので、現段階では新たに事業を追加する予定はございません。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）現在の追加されないと言われたら、じゃ、20年度は満額、あとの2つの事業で満たせるわけですね。それと、今やっておられる3つの事業なんですが、もう少

し、私が思うのに、住民と一緒にあって独自性の高いプロジェクトは組めないか、お尋ねしたんですが、それはいかがですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）実際には今回の頑張る地方応援プログラムはいわゆる、今、町で取り組んでおる重点事業について該当するようなものを応募いたしております。ですから、新たにそういうふうな事業を起こすのではなくて、町が今後取り組んでいかなければならない大きな課題があって、この2年間で住民の方々と一緒にあって取り組むような課題があれば、それはそれでやって応募ができるというふうには考えておりますが、新たなことで考えるというふうなことは思っておりません。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）国の施策で新しく特別交付税の支援措置ができたと思うんですが、私はどうも今の既定の、修理とか費用が要るから、新しく、これは無審査で、ある程度予算が足りなかったところへ配分したような格好に聞こえるんですが、こういうふうな国の要望は要するに地方に元気を与えるために住民と一緒にあって独自のプロジェクトを組んでまちを活性化する意味でその交付税が出たと思うんですが、それはいかがですか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今応募しておる、副町長が申し上げた今の子育て支援事業あたりはそういう住民の方と一緒にあってワーキングなんかをやりながら、どういったまちにしていくか、どういった子育て支援策を考えていくかというふうなことで取り組んでおられますので、周辺のまちで応募しておられる内容よりも、ある程度住民の方と一緒にあったそういう事業を展開しておるというふうには考えております。

○議長（原田）久留島議員。

○1番（久留島）わかりました。じゃ、以上で終わります。

○議長（原田）次へ参ります。13番、前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。このたび、庁舎建設についてということとガステクノの廃車処理施設ということで大きく2点出しておりますが、その中でまず庁舎建設についてということで4点ほどお尋ねしておりますが、4番目については取り下げをさせていただきます。あとは簡単に言いますので、明解な答弁をお願いしておきます。

まず1点目、先の全員協議会において庁舎建設についての説明がありましたが、これでは不十分じゃないか、こういうことで、まず、既に窪町再開発の都市計画事業認可、

これとの関係はどうなるのか。用地の確保が確実にできるのかどうか。例えばJR用地、民間用地、これらの確保の件、都市計画の変更の件、この辺が明確ではないと思いますので、説明を願いたいということです。

それから、2つ目としては、庁舎ということで説明を受けておるわけですが、昨日から何名かの質問の中でも、ホールといいますか、町民センター的な機能も持たせないかというようなことで質問も出ておりますが、いわゆる複合的施設、この辺についてどのように考えておられるかということで2点目をお尋ねします。

3点目は、既に50年ほどになるわけですが、東海田町の合併の条件に、その中間点ぐらいに庁舎を新しくつくるというような約束があった、このように私も聞いておりますが、これとの整合性についてどのように考えておられるか。3点ほどお尋ねします。

次に、ガステクノの廃車処理施設について。稼働を始めてから既に1年余りぐらいになるとは思いますが、その後、何らかの報告を受けておるのかどうかということです。例えばその中で多少の機械的トラブルがあるとかいろいろあるかと思いますが、その辺についてお尋ねしたい。

それから、処理物の搬入は密閉容器でもって搬入する、このように私どもは説明を聞いておるんですが、その状況とか搬入処理の方法等については、協定書どおりに守られておるかどうか、こういうようなことを尋ねてみたいと思います。

その次に、前回もお尋ねしておりますが、大気に飛散するいろんな汚染物質の測定数値、これについてであります。余談になりますけれども、新潟の地震の際あるいはいろんなことで原発の数値改ざん、水力発電所の取水数量の改ざん、いろいろあるわけですが、このガステクノの汚染数値をそのままのみにして受け取っておるのかどうか、何か詳しい追及といいますか、数値について尋ねておられるかどうか。以上であります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）前田議員の質問に答弁をいたします。

まず、庁舎建設についての質問でございますが、1点目のもっと詳しい説明をとということでございますが、崎本議員の質問にお答えしましたように、先の全員協議会の趣旨は、移転先を決めたということではなく、これから議員の皆様と一緒にして庁舎の移転先を決定するための議論を行っていくに当たり、町内部での検討結果をご説明させていただいたものでございます。今後、議員の皆様と議論を行っていく中で、もっと詳しい説明を要するものがあれば説明してまいりたいと考えております。

2点目の複合施設についてでございますが、新庁舎の建設に当たりましては、佐中議員にお答えしましたとおり、議員や住民の皆様のご意見をお聞きするとともに、本町の財政状況や費用対効果等を勘案しながら、ご指摘の複合施設の件も含め、新庁舎の機能等の検討を行ってまいりたいと考えております。

3点目の海田町の合併時の約束に係る質問につきましては、昭和31年の「合併に関する協定書」において、新庁舎の位置を当時の東海田町と海田市町との行政界付近である「東海田市頭橋、海田市町上市橋の中間、新国道沿い」としておりますが、合併から50年以上たった今日と当時の状況とでは社会環境が全く異なり、現在この協定をそのまま適用することは無理であろうと考えております。しかし、新庁舎の位置は、住民の利便性ということも重要な要素の1つであることから、本町のほぼ中央に位置する町営プール跡地を候補地としておりますが、今後、議員や住民の皆様のご意見を聞きながら、まちづくりの観点や利便性等を総合的に判断して決定してまいりたいと思っております。

続きまして、広島ガステクノの自動車解体ごみ再資源化施設についての質問でございますが、1点目のその後の報告については、平成19年6月に実施した排ガス及び水質関係の環境測定の結果について報告を受けております。いずれの項目においても公害防止協定での排出計画値を下回っております。また、施設の稼働状況ですが、順調に稼働していると報告を受けております。

次の搬入等の状況については、協定書どおり行われていることを広島ガステクノに対し確認しております。

3点目の大気の汚染等の数値につきましては、先ほど1点目に答弁しましたとおり、いずれも排出計画値以下であることを確認しております。なお、検査は広島県知事の登録を受けた検査機関で行っておりますので、信頼できる数値と認識しております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことで、今の庁舎の問題には今から議会とも相談しながら進めるということでもありますので、多くは言いませんが、ガステクノの問題で、先ほどもちょっと言いましたけれども、搬出の状況、密閉とかそういうことでの搬入をするということですが、その辺について確認をしておるかということと、あわせて、もしこれが密閉状態でないとかそういうようなことがあった場合は、これは操業といいますか、工場の稼働を停止するかどうか、この辺の協定についてお尋ねしたい。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず、1点目の確認の状況でございますが、これは先月、ガステクノの方へ行きまして、搬入時の状況を確認しております。それから、その状況でございますが、当初、議会の方で説明させていただいたように、シートをかけまして完全な密封状態で搬入しております。それから、もし違反をした場合ということなんですけれども、これについては十分広島ガステクノの方に言いまして、そういう状況等を確認のときに見られた場合については操業停止というか、搬入停止もあり得るということなので、これは搬入する業者の方にも十分注意するようにとということで話をしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）その確認ですが、先ほど言いました、例えばドラム缶とかというようなものに入れて密封するという。今の課長の説明だと、シートをかけて密封しておるといふと、どうもその辺が私の考えておることと言葉で聞こえるニュアンスが違うわけです。シートをかけるだけということになると密閉ではないということ、逆に言えば、シートにあおられて飛散物が増大するのではないかと。ということで、前回も言うておりますが、測定値のポイントです。風が西から吹くのに工場の西の方で測定する、東から吹くときにはその風上である東側で測定するというようなことでは全く意味がないわけなので、その辺について確認しておるかどうか。今もありました、ただ県の許可を受けた認定業者だから、その数値はうのみにするんだというふうなことなので、だから、そこらを実地に確認しておるかというか、どういうふうに確認しておるか、ここらを厳しく尋ねてみたい。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ガステクノの方には私も実際に現場の稼働しておるところを見に行ったり、運送しているところを見た経験がございます。そういうところにつきましては、これは全然初めから予知して行かずに抜き打ちで行ったわけですが、十分守られているというふうには私は判断しております。

○議長（原田）シートの件はどうですか。生活安全課長。

○生活安全課長（金子）搬入時につきましては車体にシート、覆いを確実にかけてやるということでガステクノの方が約束しておりますので、その状態が入っております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）しつこいようじゃが、そのシートをかけるということと密閉という意味とが私はしっかりこんのよ。だから、先ほども言いましたように、例えばドラム缶のよ

うなものに入れて、何か容器に入れてふたをして搬入するのか、ただトラックにばら積みでシートをかけてあなたたちは密閉だと言われるのか。だから、そうであったとするならば、シートが風にあおられて、そういう汚染物質というか、最近一番問題になっておるアスベストじゃったかな、そういうものが逆に飛散するんじゃないかということ懸念するわけです。その辺のことを確認しておるんです。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）写真を撮ってきておるわけなんでございますけれども、へりが高い、周囲3方を囲んだトラックに、その上にビニールシートというか、これはゴム製のシートが入ったものなんですけれども、それをしっかりロープで固定して搬入をしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）じゃ、最後ですが、その搬入の経路の説明ということも私どもは受けたように思うんですが、その経路についても確認しておるかどうか。最後です。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）搬入経路につきましても確認をしております。これは運転手にも、間違いなく当初約束したルートで来ているか、県道矢野海田線を通って来ているかということもあわせて確認いたしました。

○議長（原田）次へ参ります。3番、岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。6点についてお伺いいたしたいと思います。

まず、耐震診断について。海田町でも希望者がいれば住宅の耐震診断を一部、国の補助でできるようになりました。そこで、お尋ねいたします。

1つ目、今まで、何人の方が申し込まれたでしょうか。

2つ目、周知徹底をどのようにされたでしょうか。

3つ目、町として独自の助成制度も必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2つ目に、町立の小・中学校の教室の冷暖房設備についてお尋ねいたします。今年は、ご存じのように、全国的な酷暑となり、熱中症で死亡者も出たり、あるいは光化学スモッグや暑さのために、外出を控えるようにと注意が出たりしました。そして、9月に入ってもまだ30度を超える日が続いております。子どもたちと教員の健康を守るためにも緊急の対策が必要ではないか、お尋ねいたします。

3つ目に、生活保護の状況についてお尋ねいたします。北九州では、生活保護がなくなったために餓死者が出るという報道がありました。誠に胸が痛みます。海田町でも非課税世帯が定率減税の廃止により課税世帯となり、また新たな負担が増えております。この問題は海田町だけではなくなっています。景気対策も含めて国や県に意見書を出すなど、対策が必要ではないでしょうか。そこで、お尋ねいたします。

1、生活保護の申し込み状況は昨年と比較してどのようになっているのでしょうか。

2、町で生活困窮者の状況を調査することはできないでしょうか。

3、深夜の公園やスーパーに明らかにホームレスとわかる人たちがいる場合、町で声をかけたりして、臨時に宿泊できる場所を紹介などすることはできないでしょうか、お尋ねいたします。

非正規不安定雇用対策についてお伺いいたします。近年、派遣社員、臨時社員、パート、アルバイトなどの非正規雇用が全国的には500万人増え、正規雇用は400万人減っています。また、3人に1人は非正規雇用です。働いているのに年収200万円以下の人が3割を占めていると言われていています。これは当然ながら年金や健康保険料の支払いが困難になる人が増えるということで、海田町の財政にも深くかかわってくると思います。そこで、お尋ねいたします。

1つ目、海田町ではこのような現状をどのように見ておられるのでしょうか。安定した正規雇用の労働者を増やし、賃金を改善することは海田町の財政の健全化につながるのではないのでしょうか。

2つ目、安定雇用の労働者対策をすべきではありませんか、お尋ねいたします。

5つ目に、町広報の配布について。地域が生き生きと活動するためにも、町の広報物を地域で配り、配るときに声をかけ合うことが大切だと思います。平成20年度からが1年延びたようですが、町の広報が新聞折り込みに変更され、自治会に配布委託料が入らなくなるのは変わりありません。自治会は役場のいろいろな活動を支えているという面があります。自治会活動は会費と町からの補助金的なもので財政的に運営されております。そこで、お尋ねいたします。

1つ目、配布委託料が半減し、町にとっては財政面で有利となるそうですが、自治会活動には大きな財政的なダメージになることは明らかです。自治会活動の縮小につながるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

2つ目、自治会は役場の下請機関ではありませんが、補助金がなくなれば、自治会の

協力も得られにくくなるのではありませんか、お尋ねいたします。

3つ目、昨今、インターネットの活用や経済的な理由で、新聞をとらない家庭も増えております。そのような家庭にどういう形で配布されるのでしょうか。自治会から手が離れると、そういう世帯をどのように把握されるのか、質問いたします。

最後に、11月の町長選挙について。11月に町長選挙があります。山岡町長のもと、合併について住民投票を行い、合併をしないという町民の意思を反映し、単独町政を選択してきました。山岡町長のもと、財政の健全化、循環バスを走らせたり、海田市駅の駐輪場の料金を半額にしたり、エレベーターの設置、快速電車の停車など、具体的な住民要求を取り上げて実績を積み重ねてこられました。日本共産党の海田町議員団が発行した海田しんぶん「山岡町政の4年間」には多くの町民の皆さんから「広島市と合併をしていたら負担が増えるが、合併しなくてよかった」という声が寄せられています。そこで、今度の町長選挙に再び立候補されるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員の質問の1点目と3点目から6点目までについては私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、耐震診断についての質問でございますが、1点目の耐震診断の申し込み状況につきましては、耐震診断は耐震診断士が行いますので、その耐震診断士の登録募集を8月31日まで町のホームページで行ってまいりました。したがって、まだ耐震診断の募集は行っておりません。

2点目の耐震診断募集の周知徹底の方法については、耐震診断士が決定しましたら、10月から耐震診断の募集を行います。周知方法は、10月号の町広報での特集やホームページにより実施してまいります。

3点目の町独自の助成制度についてでございますが、現在は考えておりません。

続きまして、生活保護の状況につきましての質問でございますが、生活保護の受給の状況は、平成17年度では123世帯211人、平成18年度では117世帯195人で、若干減少の傾向でございます。また、新たに生活保護の申請の相談は月平均四、五件で、余り変化はございません。

次に、2点目の生活困窮者の状況調査でございますが、生活困窮者の定義は単に収入の多寡によるものではなく、年齢、資産、世帯員の人数、構成などによっても異なってくることや、調査によっては人権問題にもかかわることから、生活困窮者の調査は難し

いものと考えております。

次に、3点目の町内にホームレスの方がいた場合の宿泊施設の紹介ができないかとの質問でございますが、最近、大型商業施設や海田市駅南口付近にホームレスの方がおられるという状況は把握しております。ホームレスの方に限らず、宿泊施設の紹介は、本人が低料金での宿泊場所を探しているということであれば相談に応じますが、宿泊料金もかかることから、本人の意向を問わず町が宿泊施設を紹介することは考えておりません。

続きまして、非正規不安定雇用対策についての質問でございますが、非正規雇用者の割合の増加は、事業者が不況時のリスクを抑えるために非正規雇用者へ代替する動きが強まったことから起きております。正規雇用者が増えることによって賃金が改善されれば、税収が増え、町の財政にとっても大変よいことであると思っております。しかしながら、こうした施策は町が対策を講じるというよりも、むしろ業績回復による企業自身の方針転換によるところが大きいと考えておりますし、そのための国の経済対策や雇用対策が必要であると思っております。今後、こうした国の施策が示される中で、町として取り組んでいけるものがあれば検討してみたいと思っております。

続きまして、町広報の配布についての質問ですが、1点目と2点目につきましては関連がございますので、あわせてお答えいたします。広報配布方法の見直しについては、まず約50%の経費削減が図れるだけでなく、未配布世帯の減少や広報連絡員の皆様の負担軽減、さらに広報配布日が統一されることなどのサービスの公平性等の効果があります。議員ご指摘のように、配布委託料の削減により自治会活動に影響を及ぼすこともあるかと思っておりますが、厳しい財政状況の下において福祉施策等の現行の行政サービスを維持するための取り組みとして、自治会をはじめとする皆様にご協力いただくことを考えております。なお、見直しの時期につきましては平成20年度からを予定しておりますが、自治会連合会から「町の財政状況が厳しいのは理解できるが、来年度から配布委託料がなくなると自治会活動に支障を来すので、1年かけてその対策について検討したい」旨の要望がありました。実施時期を1年間先送りすることにしております。

次に、3点目の新聞を購入していない世帯への対応についてですが、事前に広報紙やホームページ等により郵送希望者を募り、希望者には無料で郵送するとともに、町内の各施設へも広報紙を常時備えつけるなどして、現行よりサービスが向上するよう努めてまいりたいと考えております。

今度の町長選挙にさらに立候補されるのかとの質問でございますが、11月の町長選挙については、私は町民の皆さんのご理解をいただき、引続き町政運営に私のすべてを傾注し、頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2点目につきましては教育委員会から答弁をしますので、よろしく願いします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）町立小・中学校の冷暖房設備の整備につきましては、先の議会でもお答えしておりますように、厳しい財政状況の中で見送ってきたという経緯がございます。このことから、状況の変わらない現段階では冷暖房設備の整備は極めて難しい状況であると言わざるを得ません。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）再質問させていただきます。まず1点目の耐震診断なんですけれども、まだいろいろな耐震診断士の方の募集などができていなくて、10月からだということだったんですけれども、私の予想なんですけれども、この前の能登半島沖地震とか中越沖地震などがありまして、そういうふうな要望は高いんじゃないかと思うんです。その場合、耐震診断をされるのとあわせていろんな、実際に家を直したりなんかせにゃいけないのですよね。その場合にやはりいろいろな町として助成制度はできないかということで、考えていないと言われたんですけれども、やはりいろいろな補助に対する補助金を出して、その利息分というんですか、そういう利息分というふうな補助金というんですか、そういうのを出してもいいんじゃないかと思うんです。それで後でまたそれは返してもらおうとか、そういうふうなことも考えられるんですよね。まだ実際にどうなるかはわからないんですけれども、そういう面ではできないかというのをお尋ねします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）今年度から耐震診断の補助を行うという中で、はっきり言ってどれぐらいの件数でどういうふうな状況になるかはちょっとわからない面がございます。そうした中で、一応来年度も引続きこういう耐震診断の制度を持っていきたいと思っている中で、今言われた融資制度等につきましても、将来的なものになろうと思いますけれども、研究してまいりたいと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）研究をして、この制度はなるべく多くの方に周知されるようお願いいた

します。

それと、学校の冷暖房なんですからけれども、多分そう言われると思ったんですけれども、ご存じのように、昨日、三次の方で運動会をしようとした生徒が熱中症というんですか、あいうのでぐあいが悪くなったということがあって、今からもやはりずっと毎年毎年猛暑というんですか、そういうのが続くと思うんです。これは教育委員会じゃなくてやっぱり財政当局だと思うんですけれども。それで、今朝ほどの三宅さんの質問で、なかなか窓ガラスも十分にあげない、壊れておって、あけることができないというふうな状況の中で、物すごく今の学校の施設が老朽化というか、傷んできておると思うんです。快適に子どもたちが授業をできるという状況になかなかならないと思うんです。今この場所はクーラーもきいて快適なんですけれども、実際に小学校とかというふうな、この前、体育館に行くことがあったんですけれども、物すごく暑くて大変なんです。いろいろな、体育館の外壁でもはがれ落ちるとかそういうふうになったり、下の手すりというんですか、あそこの下が腐食して、そこにロープが張ってある、ビニールひもが張ってあるというふうな状況が、物すごく、子育てをするとかというふうな、今は子どももだんだん少なくなってきておるわけですから、小学校でもそういうふうな手当てというんですか、そういうことをせんと、物すごく教育環境が悪いんですよね。お金がかかることですから、なかなかできないかもしれませんけれども、やはり順次そういうふうなことの目標を持ってやっていかないと、それこそ、今、教育長が言われましたけれども、教育長も今の学校環境、これが仕方がないというふうには思っておられないと思うんです。やはり予算的なそういうふうな措置をとって、できない場合は、それは義務教育ですから、それこそ文科省に行くとか、そういうことをせんと、ずっと今のままでいったら何年たっても同じような状況だと思っんです。そのうちに生徒、1年生から6年生までおるんですけれども、1年生というたら、やっぱりそうはいうてもそんなに体力がまだないですから、何か事が起こるような気もするんですけれども、その辺のところはどういうふうに考え……。なかなか多額の予算がかかると言われてますけれども、計画的にそういうふうなことを全くする気がないか、校舎を建替えるときに、それまで我慢するのか、その辺のところをもう1度お願いいたします。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）おっしゃるとおり、町内の西中学校を除いて、かなり老朽化しております。間違いなく何十年とたっておりますから。教育委員会はそれはどれも全部直したい

という気持ちはありますが、これは、おっしゃられるとおりの多額の費用を有しますし、今の姿勢は、予算出動ができるまでは少々は我慢しなければいけないというのが本音です。その代わり、ハード部門はある程度多額の経費はかかりますが、ソフト部門はかなり手厚い予算をいただいてやっております。中で、暑いか寒いかということになりますと、それは暑いし、寒いのは変わらないんですけれども、子どもたちの方から、どうか校舎をしてくれんかとか、そういう声はなかなかない。周りの大人たちが結構気を使って、ちゃんとした設備の中で子どもたちに学習させたいという気持ちは痛いほど私もわかっております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）生徒が、暑いから何とかしてくれというふうなのはなかなかそれは小学生や中学生じゃ言えんのですよね。大学生ぐらいになったら言うかもしれませんけれども、やはりそのところは教員とか私たちがそういうふうなカバーをせんといけんと思うんですよね。やっぱり緊急というんですか、そういうふうな、あとこの状態で多分そんなに毎年毎年温暖化が下がっていくようなことはないと思うんです。上がっていくことはあっても、下がっていくことはないと思うんです。今だったら、以前だったら三十二、三度最高気温があったというたら「おお、すごいのう」と言うんですけれども、今年みたいに、今年はちょっと異常かもしれませんけれども、36度、37度というふうな気温というのは、やっぱりこれは異常ですから、それを何とか、冷房設備というんですか、そういうふうなのは考えないと、生徒の体調そのものも崩すというふうなことにもなると思うんです。学校にはいろんな、保健室とか図書室にはクーラーが入っていると言われてますけれども、やはり一番生徒たちが長いこといる普通教室、そういうふうなところにもぜひとも、財政当局もなかなか予算が厳しい、厳しいと言われるのはわかるんですけれども、やはり海田町の未来を担う子どもたちですから、そういう子どもたちには快適な教育環境というか、そういうふうなので学習させて、言葉は語弊があるんですけれども、優秀な子どもさんというんですか、優秀な人格を育てていきたいというふうに思います。なかなか難しいんでしょうけれども、極力そういうふうな立場で教育環境というんですか、そういうのを整えてもらいたいと思います。

それと、次に非正規の問題なんですけれども、海田町にもマツダの下請や何かがたくさんあるんですけれども、この中でもこういうふうな派遣会社も何社かあると思うんですけれども、この中でやはりこういうふうな非正規の方というのは、今の保険の面にし

ても、そういうふうなのはなかなか払えていない状況だと思うんです。これは町長は企業自身の問題だと言われましたけれども、それは企業自身の問題なんでしょうけれども、やはり海田町に就労されておる人たち、そういうふうな人たちが今のこういう労働環境というんですか、そういうのはいけないと思うんです。そのことは町長はよくわかっておられると思うんですけれどもね。やはり企業などを訪問された際に、積極的に非正規から正社員にして、そういうことをすることによって海田町にもやはりいろいろなメリットがあると思うんです。そういうことをされるのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）岡田議員ご指摘のように、確かに雇用の問題については我々が関知することのない企業の問題でございますが、それらについてはまた企業を訪問したときなんかには、担当の方とか幹部の方にもそういうお話をさせていただきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）いろいろな企業を訪問される機会が多いと思いますから、ぜひともこのことはお願いしておきたいと思います。

それと、前後したんですけれども、生活保護についてですけれども、北九州で先般ああいうふうな事件が起きましたけれども、これはただ単に保護を打ち切ったということのみならず、国の保護行政というんですか、そういうふうなことが絡んでくると思うんです。9月24日でしたか、ここの地域事務所の所長が刑事告発をされるということがあったんです。それで、警察の告発を受理すると。告発をした人は弁護士4人と300何人の個人の方と4団体ということだったんですけれども、この刑事告発をすることによって国の保護行政そのものを改めていこうふうなことだったんですけれども、海田町では直接そういうふうな福祉事務所は、県に取り次ぐという窓口だけだったんですけれども、まず福祉課へ来られると思うんですけれども、来られた方は皆さんどれぐらい、全員が申請の手続きをされるのかどうかというのをお尋ねいたします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）申請に来られる件数、相談件数については先ほど町長の方からご答弁させていただいた四、五件程度でございますけれども、一応申請に来られますと、生活保護の概要、それから、世帯の状況をお聞きしながら、申請をされるかどうかの確認を行

います。制度を聞かれてそのまま帰られる方もいらっしゃいますけれども、制度を申請したいという方はすべて私の方で申請の手続きをとっております。その割合についてはその申請に来られた方々のケース・バイ・ケースでございまして、何割が申請されるということではないというふうに考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）申請に来られた方は、本人が辞退しない限り申請書はそのまま出すということですが、これは積極的にそういうふうをお願いいたします。

それと、ホームレスの方の問題なんですけれども、町長が言われましたけれども、駅とか大型のショッピングセンターのところは把握されておるといふようなことだったんですけれども、こういう方のいわゆる一時避難的というんですか、そういうふうな宿泊施設はなかなか町では紹介は難しいというふうに言われたんですけれども、町営住宅か何かの空きとかというのを利用するというのもできないのでしょうか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今、町営住宅ということがございましたが、ご承知のとおり、町営住宅は今、応募者が大変な数おられます。それと、やっぱり適用になる、世帯を構成しておるとか、いろんな要件がございますので、それで、ホームレスに対するものについて、そういう公営住宅法でもなかなか一時的にという部分については、被災等がありました場合については町長の判断によってということはあると思いますが、ちょっと困難であろうかと思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この問題はよくほかの地域でも、ホームレスの方がいろんな事件の対象になるというんですか、そういうことも海田町なんかでも例外ではないと思うんです。そのときにやはり周りの者が知っていながらなかなか手だてができなかったというふうなことになるかねんと思うんです。そういうことがあった場合は海田町としても恥なんですよね。だから、そういうふうなところを心配するんです。今、町長が言われましたけれども、ご存じだと思うんですけれども、そういうふうな方の入浴をさせてあげたいとか、そういうふうな格好でも、どこかそういう特別、例えば福祉センターとかああいうところを使うということもなかなか難しいのでしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かに気の毒な方に何とか温かい手を差し伸べたいという気持ちはだれで

もあるわけですが、いつこれがあるやら、いつこういうことをされるということは全然想定もできませんし、おかげで今、町内には、一部駅前とかニチイのところであるとかというのは聞いておるんですが、どこまでを町が差し伸べたらいいかという判断に非常に苦慮するんです。それが逆に、温かい手を伸べ過ぎて、たくさん皆さんに集まってこられてもまた町としても大変だということもありますので、この件については慎重に判断をさせていただきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）難しいかもしれませんが、例えば我々がそういうふうな方を見かけた場合、どこそこへ相談に来てくださいますかとかというふうな場合でしたら、やはり日中だったら福祉の方へ行ってくださいというふうなことができると思うんですけれども、夜とか何とかというふうな本当に緊急な場合にはどうしたものかなというのがあるんですよね。そういうところを町としても何らかの制度というんですか、そういうのをつくってほしいと思うんですけれどもね。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにこれは難しい判断を迫られるかと思いますが、例えば、今、課長が申しましたように、町内の方が火事になって住むところがないとか、災害に遭われたということになれば、優先に町の方としても何か手配をしなきゃいけません、そんなことを含めて警察とも一緒に密に相談をしながら解決していきたい、こういうように思っております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）それと、町の広報なんですけれども、1年延期、平成20年からをいろいろなことで21年に延長されたということだったんですけれども、1年延びても基本的にはやはり自治会に対する広報は新聞折り込みには変わらんとするんですけれども、この中でやはり町の広報以外の配付物があると思うんですけれども、そういうふうな配布物、広報と同じような配布物の場合、なかなか配布をしてもらえないんじゃないかというのがあるんですよね。そういうふうなのや、私たちのところでは、極端に言ったら今の金額が半減されるんですけれども、半減してもやはり自分たちで配りますよというふうなことも言われるんです。そのことによって少しでも自治会の運営費というんですか、自治会によってそれぞれ違うんでしょうけれども、そういうふうなのにもなると。あるいは、今だったら手配りをして結構読んでもらえるんですけれどもね。楽しみにしておら

れる方もおるんですけれども、新聞折り込みなんかになったら、別に広報だけが入ってくるわけじゃないですから、いろんな広告も入ってくる、その中の1つということで、読まれる率というのがぐんと落ちるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうになるんですか。広報かいた以外のものの配布方法というか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）ご指摘のように、今現在、広報以外の配布物というのはかなりございます。広報かいたのほか、議会だより、あとは各種団体のパンフレットであるとかリーフレットといったものが今、広報以外に配布物として毎月自治会の方へお願いしております。これがもし広報が新聞折り込みになった場合は、まず、ほかの配布物を減らしていくということが重要になろうかと思えます。というのは、現在の町の広報を極力使っていただいて、広報の中にその配布物の内容を入れていただくということがまず重要になろうかと思えます。それと、どうしてもそういうことが対応できないものについては新聞折り込みをするであるとか、各種団体の方で配布を検討していただくというような方向になろうかと思えます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）各種配布物を広報の中に折り込むというのは、広報の今のページ数がありますよね、それを減らすということですか。減らしてほかのものを入れる。例えば10ページ立てだったら10ページ立ての広報があるとしますよね。それに例えばほかの配布物が4ページ立てだったら14ページになるんだけど、それは広報のページのほかの部分で4ページして10ページにするということですか。どういうことですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在の配布物を見ておりますと、広報に記事も載せて、また別にパンフレットを配っているというような事例はかなり見受けられます。ですから、まずはそういう記事を統合して、広報の中に載せられるものがあれば極力配布物をなくしていくということでございます。それから、先ほど申しましたが、何ページもあって、どうしてもそれが無理なものについては、原則としてそういう作成をした各種団体の方の方で配布については検討していただくという方向になろうかと思えます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）各種団体で配布をしてくれと言われても、大変だと思うんです、それは。いろんな団体があると思うんですけれども、それが各世帯というんですか、自分らで配

ることは実際に物理的にも無理だと思うんです。どうしても配れないところというのが出てくると思うんです。そうしたら、今のいろいろな団体の人の、どういうことをしますよとか、どういうことをしましたとかというのが多分載っていますよね。そういうふうなのが全町に対して行き渡らなくなるんじゃないかと思うんですけれども。大変ですからね、団体がそれぞれ配るということになったら。その辺はどういうふうにご考えておられるんですか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）現在のところ、今、折り込みをしている、例えば公衆衛生推進協議会のリーフレットであるとか、国際協力協会の発行物、「防犯ひろしま」等々の発行先に当たって調査をしております。その調査結果を見ますと、ほとんどの団体の方が自前で対応していただけるというような回答をいただいておりますので、先ほどから申しましたように、困難な場合につきましては今後その対策を検討していきたいと思っておりますけれども、基本的には各団体で対応していただいているものと考えております。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）そういうことになったとしても、やはり一軒一軒今までは手配りで、それを結構皆さん見られておるわけです。いろんな情報というか、それはそういうふうなところから見られるということなんですけれども、これが新聞折り込みというふうになったら、それこそいっぱいの中の一部ということで、なかなか読まれないんじゃないかと思うんです。せつかくいろんな団体の方が3カ月に1回とか4カ月に1回つくられても、それを今度は読まれるというのはなかなかぐっと減ってくるんじゃないかと思うんです。それと、やはり町の配布委託料というんですか、これはやっぱり、いろいろあるんでしょうけれども、自治会から見たら町からの補助金みたいな部分が多いんです。自治会の財政的にもそういうふうな部分が多いんです。資源の回収奨励金や何かも減ってきて、これも今度なくなるということになったら、地域のコミュニティというんですか、そういうふうなものも海田町にとって大きなマイナスになるんじゃないかと思うんです。そういうことで、ただ財政的にというふうなのでカットしてというのは再考の余地はないかというのをお尋ねいたします。

○議長（原田）副町長。

○副町長（山本）この件につきましては非常に自治会の立場、あるいは行革を進めようとする町の立場、相反するところがあるわけでございますけれども、実際に行財政改革の

この件については年間350万節約ができるということで、町としては新聞折り込みにしていきたいというふうな基本方針を持って今、自治会とお話をさせていただいておるところでございます。新聞折り込みにしますと、そのまま捨てられて読まれないんじゃないかというようなおそれ、確かにそれもあろうかと思えますし、また、今、自治会の方で配っておられる中で、これは1日発行ですけれども、回覧板等で配布をされておるところ、あるいは広報員さんが1日に必ず全世帯を1軒ずつ回って、1日にはすべての世帯に広報が配ってある自治会、あるいは四、五日かかる、1週間かかっておるといふようなところも実際にあるわけでございます、そういった点でいきますと、新聞折り込みですと一斉にそれが配られる、同じ日に同時に配布ができるということになるわけでございます。町としてはあくまで行財政改革の一環でございますから、先ほど申しましたように、年間350万これで節約ができるということでの施策でございます。そういったことを踏まえまして、今、自治会さんの方に1年間ほど実施時期をずらして検討をさせていただいておるわけでございますが、1つの考え方としては、現在の配布手数料、これが半額になっても自治会の方で配りますよというような検討結果がもし出てくれば、これは財政的にはほとんど、新聞折り込みと同じになるわけですから、そこらあたりは検討の余地があるんじゃないかというふうな考えであります。現時点では、できれば1年先には新聞折り込みで、非常に厳しいときですから、少しでも行財政改革を進めていきたいというふうな思いでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）この問題は、350万円で削減をした方がいいのか、それともそのまま、350万円は削減しなかったらかかるんだけれども、それで自治会のコミュニティというか、そういうのを守っていくというんですか、そういうふうなことだと思うんです。ただ金額を削減したらいいという、なかなか難しい問題があると思うんです。だから、そのところをよう考えんと、なかなか協力も得られないような感じがするんです。やはり自治会というのはある程度大きな組織だと思うんですけれども、この組織をどういうふうに見るかというのにもかかってくると思うんですけれども、極力、この前6月でしたか、自治会長会議があったときに、新聞折り込みとかで、新聞をとっておらない家庭には直接町に言うてくれと。広島市はそういうふうにしておるからというふうなことがあったときには、ある人から、いや、広島市なんかはコミュニティなんかはありやせんのだというふうなことを言われたんですけれども、ある程度それは当たっておると思うんです。

その辺のところをやっぱり大切に、海田町は海田町独自のやり方というのがあると思うんです。そういうのを大切にこの問題は対処してほしいと思うんです。

それと、最後に町長選挙なんですけれども、やはり山岡町政のこの4年間というんですか、一番大きかったのは、4年間続いて、当時のことはなかなか忘れがちなんですけれども、住民投票をして、そして単独町政を選んだという、やっぱりこれが一番大きかったと思うんです。合併に関しても、住民投票というのはずっと10年以上前ぐらいですか。合併問題が起きたときから、合併をするんだったら住民投票でということはずっと言い続けてきたんですけれども、当時の加藤町長はなかなか住民投票はしないということのずっと一点張りだったんですけれども、山岡町長になって住民の皆さんの意思を聞いてというふうな格好で住民投票をやられたり、そして、今の水道料金とか都市計画税とか、ああいうのは今まで、広島市と合併していたらその負担が多かったんですけれども、負担も少ないということで、かなり町民の方も合併をしなくてよかったというふうに言われておるんです。これからはやはり財政は物すごく厳しいのはわかっておるんですけれども、その中でも子育てとか、弱者というんですか、そういうふうな方に目を向けた行政というんですか。今、国の政治の方向というんですか、それが社会保障に対する予算はどんどん切り下げていくという、そういうふうな状況が毎年毎年続いておるんですよね。やはりこういうふうな中でも山岡町長が町民の立場に立ったというんですか、そういうふうな行政をされるということを望んでおるんです。今までの4年間、循環バスを走らせたり、駅前のエレベーター、あるいは自転車駐輪場の料金の半額というのは、海田町ばかりでなくて周辺の安芸区の皆さん方も駅前の自転車や何かをやったら大変喜ばれておるんです。やはりこういうふうな立場、住民の皆さんに立った立場で行政を行うかどうかというのを最後にお伺いしておきます。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、岡田議員のご指摘のように、住民投票をさせていただきまして、町民の判断でそれを実行したにすぎないわけですが、先ほど来いろいろ議会の中で話をさせていただいております、子育てをしやすい安心・安全な我がまちを構築するために今後も頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（原田）次へ参ります。9番、西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。大きい項目で4項目質問いたします。

まず1項目でございますが、公共施設の壁面緑化について。今日の中国新聞の報道に

よりますと、昨日の最高温度が36.9度でして、93年ぶりに9月の気温を更新したと。今日も暑いということなのですが、年々地球温暖化が進んでおります。先の議員が小・中学校のクーラーの設置の要望をされておりましたけれども、私は数年来、まず特別教室から順次整備をするようにということで、今、各小・中学校の空調整備はほとんど整備なされたと思います。次に各普通教室にという質問もいたしましたけれども、その当時からだんだん財政が厳しくなりました、現在ではまだ設置に至っていないのが現状ではないかと思いますが、さっきの西田議員が質問されておりました、本当に環境問題は私たち全員が今から取り組んでいかないと地球が破滅を起こしてしまうというような危機的状況に今入っていると思います。そこで、もちろん空調整備を推進していただきたいのはもっともなんですけれども、それよりも環境をいかに守るかというふうに私たちは視点を変えていかないといけないのではないかという観点からまず質問をさせていただきます。

「みどりのカーテン」事業なんです、建物の外壁につる性の食物を育て、室内温度を下げる、二、三度下がると今の時点では言われておりますが、「みどりのカーテン」事業、現在では多くの自治体で、試行的にはございますが、実施する自治体が増えてきております。我が町におきましても、保育所、学校においては環境教育、食物の観察教育に役立つ施策ではないかと思ひますし、その他の施設においても、環境問題への町民の皆様の意識を高めるためにも、ヒートアイランド対策の一環として推進されるお考えはないでしょうか。

次に、小・中学校におけるIT環境の整備について質問いたします。

学校における情報化は自治体での差が広がっており、教育格差を生んでおります。教科指導における学力の向上のため、ITを活用した教育を充実させることが急務となっております。文部科学省におきましてもIT新改革戦略において、小・中学校等において情報システム担当外部専門家の設置を推進し、2008年度までに各学校においてIT環境整備計画を作成するなど、IT化のサポートを強化する、また、校内LANや普通教室のコンピュータ等のIT環境整備について早急に計画を作成し、実施するとともに、学校における光ファイバーによる超高速インターネット接続等を実施するとありますが、海田町におきまして整備計画の進捗状況をお伺いいたします。

次に、IT改革戦略重点計画2006においては、2010年度までに教育用パソコン1台当たり生徒3.6人の割合を達成するとともに、液晶プロジェクター等の周辺機器の整備を促

進することが明記されております。そこで、次の点についてお尋ねいたします。

- 1、各小・中学校のパソコン1台当たりの生徒の割合はどのようになっていますか。
- 2、各小・中学校の液晶プロジェクターの台数は幾らでしょうか。
- 3、2010年度までの整備目標はどのように設定なさっているでしょうか。

次に、町の財政見通しについて質問いたします。海田町役場庁舎移転に係る説明のため、8月20日に全員協議会が開催されました。その全員協議会で説明を受けた内容は、庁舎建設は平成24年度末までには完了であること、次に、平成25年度から広島市東部地区連続立体交差事業の工事がスタートすること、3、平成20年度から海田市駅南口東街区の区画整理事業のスタートが予定されているということです。これは大型事業の実施時期が明確になり、本当に今後の町の財政がどのようにあるかという視点が明確になったことにより、次の点をお伺いいたします。

- 1、平成20年から平成30年の財政見通しをお示しください。

2、本当に厳しいという結果が出ると見通しているわけですが、新税の導入時期はいつをお考えになっておられますか。

次に、町長選挙についてでございますが、1問目は、先の岡田議員の答弁がございましたので、削らせていただきます。もう1点の質問だけさせていただきます。前回の選挙におきましては町長は数名の議員と政策協定を結ばれて選挙戦を戦われましたが、今回も協定を結ばれるお考えはありますか。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）西山議員の質問の1点目、3点目、4点目については私から、2点目については教育委員会から答弁をいたします。

まず、公共施設の壁面緑化についての質問でございますが、1点目の「みどりのカーテン」事業への取り組みについては、保育所では毎年つる性植物のアサガオ、ヘチマ、ゴーヤなどを使って、園児たちに植物栽培の手伝いを通じて自然に対する親しみや命のとうとさ、不思議さを学ばせるなど、既に取り組んでいるところもございます。植物の観察や環境問題を考える中で大変よいことだと思います。設置するに当たっては各施設ごとにいろいろな状況がございますが、先進事例の効果を検討しながら、可能な施設に対して対応していきたいと思っております。

続きまして、町の財政見通しでございますが、庁舎移転、連続立体交差事業、区画整理事業を踏まえた平成20年度から平成30年度の財政収支見通しにつきましては、庁舎の

移転先により事業費が流動的ではございますが、今後、投資的経費の抑制や普通財産の売却など、さらなる行政改革に取り組んだ場合でも、連続立体交差事業が本格的にスタートする平成25年度ごろには財政調整基金がほとんどなくなるものと予測しております。

次に、新税の導入につきましては、まずは行政のスリム化、経費の節減に取り組みながら財政運営を行っていきたいと考えております。しかしながら、連続立体交差事業が本格化すると、毎年多額の負担金を必要とし、財政運営が厳しくなることから、議員の皆様と相談しながら、導入の時期については慎重に見きわめていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次の町長選挙の質問でございますが、政策協定については一切結ぶ考えはございません。以上です。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）小・中学校のIT環境等に係る整備計画の進捗状況等についてでございますが、教育用ネットワークについては既にケーブルテレビのラインを使用した高速インターネットに接続しております。校内LANについては、職員室、パソコン室、図書室及び一部の普通教室を整備しており、今後、特別教室、普通教室等への整備についても状況等を勘案しながら検討してまいります。

各小・中学校のパソコン台数等でございますが、海田小学校66台、1台当たり7.4人、海田東小学校64台、1台当たり7人、海田西小学校51台、1台当たり3.5人、海田南小学校62台、1台当たり10.3人、海田中学校は102台、1台当たり5.4人、海田西中学校は91台、1台当たり2.8人、海田町全体では436台、1台当たり6.1人となっております。

液晶プロジェクターについては、海田小学校3台、海田東小学校4台、海田西小学校2台、海田南小学校2台、海田中学校2台、海田西中学校2台でございます。

2010年までの整備計画でございますが、リース期間満了のパソコンの無償譲渡とあわせて新規パソコンの再リースを行い、国のIT新改革戦略の目標に近づけてまいりたいと考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）再質問いたします。財政健全化計画の件で具体的な数値を今から答弁いただきたいと思っております。歳入におきましては、町税から各それぞれの年度別の金額と、歳出におきましては義務的経費、投資的経費、その他経費の数値、それとともに財政不足額を、全部を今お聞きするのは厳しいと思っておりますので、来年20年度から、厳しくなると

言われました26年度までの数値のご答弁をお願いします。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今の財政収支見通しの額につきましては、まだ庁内部で最終調整が整っておる数字ではございませんし、現在は平成20年度から24年度までの財政収支見通しについて調整を行っておるところでございます。それから、25年度以降につきましてはまだ当然に状況の変化がございますし、今、議会でその内訳についてお答えするような数字の熟度ではまだないというふうに考えております。それで、20年度から24年度のそういう年度ごとの各税目等の内訳につきましては、これは今後、財政収支見通しのかっちりしたものをつくって、それに合わせて財政健全化計画を策定してまいりますので、それに合わせて詳しくご説明を議会の方にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）それで間に合うんでしょうか。私が今回質問いたしました、大型事業が始まります。もう具体的になりました。その前にはもうそういう数値を出して、行革、新税導入時期を精査しておかないと間に合わない時期だと思うんですが、この一般質問はちゃんと通告に沿って出させていただいております。答弁ができないということはどういうことでしょうか、まず。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今現在、財政健全化計画を策定中でございますから、その財政収支見通しに基づく財政健全化計画ができましたら、それに合わせて議会の方にご説明をさせていただきたいというふうにお答えを申し上げます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）そういたしますと、先の西山議員がやはり財源のことで質問されましたときに、平成25年の時点ではもう調整基金はありませんという答弁がありました。その答弁は、じゃ、どの数値を根拠に答弁をなさったんでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）今お答え申し上げましたように、今、町で最終的な調整の段階ではございますが、ある程度そういうざっくりとした数字の中で今の、平成24年度には財政調整基金が底をつくというお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（原田）西山議員。

○ 9 番（西山） そういたしますと、ざっくりでよろしいですので、平成20年から25年までの財源不足額が大ざっぱには出ていると思うんですけども、じゃ、それだけでも答弁願えませんか。

○ 議長（原田） 企画部長。

○ 企画部長（永海） 平成20年度から24年度のいわゆる財源不足額でございますけれども、これは大体22億円程度になるのではなかろうかと。ただ、その22億円に対しましては現実には今の、決算調整額といたしまして、例えば不用額であるとか財政調整基金を取り崩す予定のものが崩さずに済むような額もありますので、そこらをプラスマイナスしますと大体14億7,000万程度の財源不足が生じると。ただ、それについては、先ほど申し上げたように財政調整基金が15億円程度ありますから、そこらで財政調整基金がなくなるというお答えをさせていただいております。

○ 議長（原田） 西山議員。

○ 9 番（西山） 数字的には今の財政調整基金がなくなる時期と今の不足年度、今から税収がどうなるかわかりませんし、そういう明解な正しい数値というのは私は全然思っておりませんが、今ご答弁をいただきますと、その14億余りを全部使い切る歳出の中には20年度からの庁舎の建設、駅前の区画整理事業にかかわる費用も入った財源不足額なんではないでしょうか。

○ 議長（原田） 企画部長。

○ 企画部長（永海） そうでございます。

○ 議長（原田） 西山議員。

○ 9 番（西山） いずれにいたしましても、本年度中に正しい数値の報告を私たちにされるということでしたので。ただ、年間の予算額を70数億に設定されまして、それで随分執行残を残されて、今の運営状況は本当に節約された運営をされているというふうに私は評価しております。しかし、次に質問いたします教育環境の整備、学校の大規模改造、避けては通れない事業がそんなに入っていないとこの不足額ではないかと私は認識をしているわけです。そういたしますと、町長は議会に諮って新税導入時期を決めていきたいとおっしゃったんですけども、ただ、財源がなくなってから、町民の皆様には古くても危なくても云々でも我慢しなさいとってぎりぎりまで今のままでいかれるお考えなのか、住民の皆様には少しは負担をしていただいても、教育環境の整備をはじめ少子化対策、福祉のサービスを低下させないというところにも視点を置かれるのかどうか、そ

の1点をお聞きします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）ご指摘のように、今、少子・高齢化の問題を含めて非常に各自治体、海田町もさることながら、厳しい状態でございます。しかしながら、先ほどの広報の件を挙げても、半額にしてもいいからひとつ節約をしたい。そして、町のいろんな施策とか、庁舎の中の今の自動車の問題とか、節約できるものは意識改革をまだしてみようじゃないかと。そういう行政改革をしながら、ある程度大体こういう見通しがついた、これはどうにもならんということが早くわかれば、また我々も判断をしたところで議会の皆さんと相談をしながら、例えば新税の導入の問題についても相談をしながらやっていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）もちろんそうだと思うんですが、もうこの数年間、本当に私は行政改革は随分できたと思っているんです。もちろんまだ今からありますけれども、しかし、それをやったとしても、年間何億というような行革は出てこないと私は判断しているわけです。そういたしますと、財源も全然なくなった、住民の皆様にはサービス低下はぎりぎりまでするけれども、新たなまちづくり、新たな教育整備を後回しにするのか、そこまで我慢をして振り返ったときにはもう取り返しもつかないぐらい、よそとの格差が出てくるのまで我慢をするのか、それとも、ここで大型事業が始まったときに新税はお願いしますと。しかし、その新税分は新たなまちづくりを進め、サービスを低下させない、教育環境も整備をするという方が、これも議会としたら、私の発言はそうですけれども、私は行政側にとってもそうあっていただきたいという思いがすごくあるんです。その点につきましてもう1度、本当に真摯に受けとめて、大型事業が始まるわけですので、その分、今までよりも、このままでいけば、そこに導入すれば何かを我慢しないといけないという、これは現実でございます。先ほど町長はまだまだ行革とおっしゃいますけれども、そんなに3億も4億も行革できるとは私は思っておらないんです。70億で今までも本当にやられてきておられますので、それはないと思います。住民に現状を我慢していただいても、新税を取るの延ばされるのか、新税導入時期が1年2年は早くなったとしても、住民の皆様が住んでよかったと言われるまちづくりにされるのか、どちらの思いを持っていらっしゃるか、まず。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）私も町長にならせてもらって「ぶらり訪問」なんかも各企業やいろんなところへ伺っておりますが、そういう状況を踏まえて、現場にこそいろんな方の意見とか、また要望とか、そしてヒントがあるというふうに自負しております。そういう面で、今ご指摘のように、もうどうにもならなくなって皆さんに願いますよりも、その以前に、できるだけ一生懸命始末をするものは低コストにしながら、その中でこの時期にこういう新税とかいろんな形で理解をいただける材料もつくってお示ししながらそれをやらせていただきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、IT関連の環境整備でございますが、今の各小・中学校の国が定めております目標値と海田町の調査結果といたしますか、既に海田町内でもこれだけ格差が出ているんですけれども、これはいつ調査をされましたか。この認識はいつなさいましたか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）これは今現在の各学校の数値、これを各学校の児童・生徒数で割ったものでございます。

○議長（原田）いつ認識されましたかと。学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）認識というよりは、今の各学校の子ども当たり、中学校では各1台ずつ、これはパソコン教室でございますけれども、その整備を優先しております。そうした中で結果としてこういう状況になっておりまして、認識がいつかというよりは、そういう形の中で今整備をしていっておるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）本当に子どもたちは一年一年、6年たったら小学校を卒業いたしますし、中学校は3年でもうその教育は終了してしまいます。1年整備がおくれれば、その年に巣立った児童・生徒は同じ教育は受けられなかったという。教育環境整備だけは私は待ったなしだと思っております。先ほどのコンピュータの整備率を見ますと、海田小学校は1台で7.4人、西小は3.5人、海中は5.4、西中が2.8。私はこれだけ格差がある教育を同じ海田町の児童・生徒の中で行われていたのかと思うと、ちょっと信じられない気持ちがあるんですが、まずこの格差をどのように解消なさるお考えでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）先ほど一部申し上げましたように、まずは各学校にパソコン

ルームがございます。1学級は40人定員となっております。まずは文科省の方はパソコンルームに1人1台、40台を整備しなさいということをもまず優先的に方向を出しております。そうした中で、リース切れであるとかそういったものを再利用しながら整備しておるわけでございますけれども、結果として各学校の児童数・生徒数によって1台当たりの人数が変わってきたというふうにご理解いただければと思います。決してこれは格差ではございません。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、平成18年度の決算で小学校には115台のコンピュータを導入されておりますし、中学校では52台のコンピュータを導入されておりますけれども、これは各小・中学校の配分台数は何台ずつでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）現在の数字で申し上げます。海田小学校66台……。

○議長（原田）質問の意図が違うようです。ちょっと待ってください。西山議員、もう1度発言してください。

○9番（西山）それは先ほどご答弁いただきました。じゃなくて、平成18年度の決算説明書の中で、小学校には115台購入されているんです。中学校には52台購入なさっているんです。この中学校の52台の振り分けですね、海中と西中。115台は海小、海田東小、西小、南小の何台ずつの配置だったんでしょうかという。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）現在、18年度資料について手持ちがございませんので、後ほどご報告申し上げます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次に、重大なことなんですけれども、プロジェクターの台数です。海田小学校3台、東小4台、西小2台、南小2台、海中2台、西中2台。生徒割りでいきますと、クラス数で割りますと随分格差があるわけですが、液晶プロジェクターを使つての教育というのは、やはり現在の生徒・児童は画像を見て脳に入れるという、昔、各教室にテレビを設置という時代がありまして、それは過去の問題になっておりますけれども、教員1人に1台というのも文部科学省が目標年度を定めておりますが、先生方が授業を生徒・児童にわかりやすくするためにはやはりこのプロジェクターの設置という要望は多いわけですし、これを各教室に設置して授業を行っている学校の評価が随分出てきて

おります。もうこの台数の差は云々言うつもりはございませんが、今後、クラス数に対して各小・中学校何台ずつを整備されるお考えでしょうか。

○議長（原田） 教育部長。

○教育部長（中野） 周辺の整備につきましては目標数値は掲げておりませんが、学校現場からの必要な台数というものについては十分意見を聞きながら町長の方とも相談してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） 現場からの声を吸い上げるといっても、それがどの辺の声かわからないんですね。現場に入らせていただいても、プロジェクターで授業を生徒・児童に教えたいという流れになってきています。もちろんこれを整備することによりまして今度は教材の整備もしていけないといけないんですけれども、要望がなかったら、じゃ、しないということと理解してよろしいのでしょうか。

○議長（原田） 教育部長。

○教育部長（中野） 現実にも活用していますし、学校の先生方が集まってそういった情報化の推進についていろいろ協議する場所もございますので、当然そこらあたりの意見を聞きながら進めてまいりたいと思います。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） じゃ、今までにどういったご意見を吸い上げられていますか。

○議長（原田） 教育部長。

○教育部長（中野） それにつきましては現在整備している内容だということでご理解してもらえればよいと思います。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） 確かにそれで間違いなご答弁なんでしょうね。

○議長（原田） 教育部長。

○教育部長（中野） 結果として必要な、町の今のコンピュータの配置とか予算上の問題で整備可能なものを整備しているということでございます。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） ちょっと観点が変わりました。私が最後に質問をしたのは、液晶プロジェクターによる授業を求めている教師が多いと私は判断しているんです。先ほどそういうものも全部学校の要望に応じて予算化していくということでしたけれども、委員会も持

っていらっしゃると。持っていらっしゃるなら、そこでどういうご意見があったのですかと質問いたしました。そういたしますと、今の答弁で間違いはないですか。

○議長（原田） 教育部長。

○教育部長（中野） まだその件については意見は聞いておりません。

○議長（原田） 西山議員。

○9番（西山） じゃ、本当に来年度の予算編成に当たりまして学校の情報化、環境整備、それを各小・中学校のそういった、専門部会か何かわかりませんが、意見を十分に吸い上げて、教師が授業をしやすい、生徒・児童が学力向上に向かうという判断であれば予算計上はしていくお考えでしょうか。

○議長（原田） 企画部長。

○企画部長（永海） 予算措置につきましては、教育委員会の方と協議しながら、必要であるものについては予算計上をしていきたいというふうに考えております。

○議長（原田） 学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀） 先ほど18年度決算の内訳でございますけれども、まず、小学校115台の内訳でございますけれども、海田小学校37台、東小26台、西小26台、南小26台、合計115台でございます。次に、中学校52台の内訳でございますけれども、海田中学校、海田西中学校それぞれ26台ずつでございます。以上でございます。

○議長（原田） これにて一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時48分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第2、第34号議案、政治倫理の確立のための海田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第34号議案、政治倫理の確立のための海田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について。郵政民営化法等の施行に伴い、字句の整理を行う等所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者から説明させま

す。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、第34号議案、政治倫理の確立のための海田町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料1の「政治倫理の確立のための海田町長の資産等の公開に関する条例新旧対照表」でご説明いたしますので、資料1をご覧ください。改正理由といたしまして、郵政民営化法等の施行及び証券取引法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。第2条第1項第4号の郵便貯金は民営化により預金に含まれるため、「郵便貯金」の用語は削除します。同項第5号は、証券取引法の改正により金銭信託が有価証券に含まれることになったために、削除します。次に、同項第6号中の「証券取引法」は「金融商品取引法」に題名が改正されるために、改正するとともに、その他の字句の整理を行うものでございます。また、第5号を削除したことにより、第6号以下を1号ずつ繰り上げるものでございます。この条例の施行期日は平成19年10月1日からで、経過措置につきましては、郵便貯金を預金とみなすというものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田） 異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第3、第35号議案、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第35号議案、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の

制定について。郵政民営化法等の施行に伴い、条例中の用語を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）第35号議案、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてのご説明をいたします。資料2の「郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表」でご説明いたしますので、資料2をご覧ください。改正理由としまして、郵政民営化法等の施行に伴いまして関係条例の用語の整理を行うものでございます。第1条は、海田町情報公開条例の第7条中の「及び日本郵政公社」を削るものでございます。第2条は、海田町個人情報保護条例の第14条中の「及び日本郵政公社」を削るものでございます。この条例の施行期日は平成19年10月1日からでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第37号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第37号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第2号）について。平成19年度海田町一般会計補正予算（第2号）は、中店小学校線道路改良事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ4,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,946万3,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第37号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料3の「平成19年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。3ページをお願いいたします。3ページの総務費の総務管理費の一般管理費につきましては、後ほど歳入で説明します事故に係る保険金による財源振替でございます。

民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉総務一般事務事業につきましては、育児休業代員として臨時職員を雇用するため88万5,000円増額するものでございます。次に、民生費の児童福祉費の保育所費の保育促進事業につきましては、病気休暇代員として臨時保育士を雇用するため、173万円増額するものでございます。次に、児童措置費の児童手当支給事業につきましては、平成18年度児童手当県費負担金の額が確定したことに伴い、交付超過分を返還する必要があるため8万5,000円増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。農林水産業費の林業費の林業振興費のひろしまの森づくり事業につきましては、広島県において平成19年度からひろしまの森づくり県民税が導入されたことに伴い、森づくり県民税を財源に交付金事業が創設されました。本町においてもこれを活用し、森林の公益的機能の維持増進等を図るため、170万円を増額するものでございます。

次に、商工費の商工業振興費の商工業振興事業につきましては、広島県地域産業活性化協議会の設立に伴い、協議会の経費の一部を負担するため、7万7,000円増額するものでございます。

次に、土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の町道改良事業につきましては、町道335号線道路改良工事を実施するため、1,600万円増額するものでございます。5ページをお願いいたします。土木費の都市計画費の街路事業費の中店小学校線道路改良事業につきましては、事業用地取得のため、1,878万9,000円増額するものでございます。次に、公園費の海田町総合公園管理事業につきましては、AED設置のため、35万3,000円増額するものでございます。次に、土木費の河川費の砂防費の急傾斜地管理事業につきましては、広島県からの移譲事務に伴い、県指定の急傾斜地崩壊防止施設の維持・修繕を図るため、240万円増額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。県支出金の県負担金の土木費交付金につきましては、歳出でご説明いたしました急傾斜地管理事業の県移譲事務交付金として240万円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金

の農林水産業費補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたひろしまの森づくり事業の交付金として170万円増額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を2,059万1,000円増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、事故に係る保険金として102万8,000円増額するものでございます。

2ページをお願いいたします。町債の土木債につきましては、歳出でご説明いたしました中店小学校線道路改良事業の実施に伴い、1,560万円増額するものでございます。次に、臨時財政対策債につきましては、額の確定に伴い70万円増額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,201万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億8,946万3,000円とするものでございます。

次に、地方債の補正をご説明いたします。議案の3ページと4ページをお願いいたします。ここにお示ししておりますとおり、1件の追加と1件の変更を計上しております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、平成19年度海田町一般会計補正予算の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）説明書の4ページ、これはどういう事業をやるのかということで、ひろしまの森づくり事業というので、これは放置森林整備、どのようなところへ委託をお願いするのか、事業内容と、その委託先、もちろん県の委託金での事業なんですけど、町内の整備なのか、どこをどうするのかというのがこれでは説明がわかりにくい。その下も同じ、商工業振興事業、これもあわせてもうちょっと詳しく、どのようなことをするのか。ただ単に負担金を払うて終わりなのか、そこら辺がわからない。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）まず、ひろしまの森づくり事業の概要でございますが、これは財政課長が申しましたように、ひろしまの森づくり新税制度ができて、これに基づきまして10分の10の交付率を持ちます交付金が県内の市町に交付されるものでございます。整備内容でございますが、今、町内にあります里山の放置林、それを整備していくということで、具体的な箇所につきましては、町営キャンプ場の周りの町有林、これの竹を

伐採したり間伐、そういうものをして、日が要するに町営キャンプ場とか森林の中に入って行って、正常な森林の形態にしていくような整備を行ってまいります。そういう事業でございます。

○議長（原田）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（木原晴彦）続きまして、地域産業の負担金についてご説明いたします。これは、企業立地促進法が19年6月からスタートいたしました。これに伴いまして、この法律で規定しております都道府県及び市町村及び関係機関で地域産業活性化協議会を設立すること、その地域産業活性化協議会において企業立地に係る基本計画を策定するということが規定されておまして、その基本計画に沿った事業者、企業等となりますけれども、それらが企業立地をした場合、その都道府県なりが承認をした場合に優遇措置が受けられるという制度ができました。それに伴いまして23市町、これは広島県の土地開発公社、県の住宅供給公社が加わりこの協議会を設置し、基本計画を策定しようというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）ちょっと今わからんが、県民1人が500円じゃったかな、何ぼかの負担金で緑の森をつくっていかうということですよ。これは林業振興とどのようにかかわっていくのか。今、詳しい話では、総合公園の周りの間伐をどうかするとか竹を伐採するとかということで、森の中へも日が入るようにするということだけなんです、町有林でそこらをいわゆる総合公園の整備というか、それと、林業の振興と言うたらおかしいが、そこがいわゆる遊歩道か公園の続きになっていくのかどうかという、その辺のことについてわかりにくいので、もうちょっと説明してください。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほどご説明申し上げましたのは19年の事業箇所を具体的にお示ししました。それで、今後につきましては、これは森林整備とともに、森林における町民の活動の場としてのスペースをつくるという意味合いもございまして、いろいろ、例えば日の浦山の遊歩道周りの整備、それと、遊歩道が長年使用していただいておりますので傷んでおったり、そういう場を通じて森林活動に親しむ町民の数を増やして行って、森林が持つ環境における役割、そういうものを大きく認識していただくというようなところへ将来的に引っ張っていきたいというものでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番(崎本) 余りあんたらが親切でないけん、言うんじゃが、4ページの335号の補正の分、せっかく資料4があるんじゃけん、4がありますよ、見てくださいとか、説明とかをしてくれてもええんじゃないんか。せっかく4があるんじゃから、内容はここですよというあれで資料4をつけてくれておるんじゃな。そこを説明して。

○議長(原田) 建設課長。

○建設課長(畠山) 申し訳ございません。資料4は町道335号線の道路改良工事の資料でございますので、ご覧ください。資料4でございますが、これは町道335号線の道路改良工事でございます、場所は東昭和町地内となっております。これは3月議会におきまして道路認定していただいた箇所でございます。それで、延長は221メートル、幅員は4.2メートルでございます。工事内容といたしましては、道路舗装、あと、側溝の整備を行っていきます。

○議長(原田) 佐中議員。

○15番(佐中) 15番、佐中です。私はその下の問題で、資料がないので判断に困るので、なぜそういうのをしなかったのか、説明をと思うんですが、土木費の公有財産購入費、地方債で1,560万組んでおられますが、場所やら面積、あるいは見通し等を説明願いたいと思います。

○議長(原田) 都市整備課長。

○都市整備課長(久保) 中店小学校線改良事業につきましては、これにつきましては用地買収、移転補償、それと、用地を買収したところにつきますフェンスの設置等々の予算を計上させていただいております。場所につきましては月見町のずっと、町道4号線の1本中の方の筋の、用地だけの土地でございます、面積が129.60、今は雑草が生えて高木が数本立っておるような、土地だけの用地でございます。建物はございません。そういうことで、その土地を買収させていただくように予定しております。

○議長(原田) 佐中議員。

○15番(佐中) わかったか、みんな。わからんじゃろう。今わしが聞いておってもわからん。大体想像はつくんよ。

○議長(原田) わかりましたか、ほかの議員の皆さん。資料を請求したいと思います。地図と平面図とか場所とか。データを持っておるので。僕の方から請求しますから。

○15番(佐中) じゃ、よろしく取り計らってください。

○議長(原田) 西山議員。

- 9 番（西山） 3 ページの社会福祉総務費と保育所費のそれぞれの育休と病休の計上されている金額の月、何カ月分という、それぞれの月をお願いいたします。
- 議長（原田） 総務課長。
- 総務課長（植野） 社会福祉総務費につきましては 6 カ月分でございます。保育所費につきましては 9 カ月分でございます。
- 議長（原田） 岡田議員。
- 3 番（岡田） 5 ページの公園費なんですけれども、35万3,000円、A E D の購入費ということなんですけれども、これで海田町で何カ所購入されたかというのと、これを実際に今まで使用されたことがあるのか、ないのか、お願いいたします。
- 議長（原田） 財政課長。
- 財政課長（臼井） 今回の補正予算で購入するものを含めて11カ所で、現在まで使用したことはありません。
- 議長（原田） ほかに。三宅議員。
- 2 番（三宅） 2 番、三宅です。先ほどの中店小学校線の道路改良事業1,878万。3月も新開蟹原から差っ引いて、決算では3,300万か何がしかになっていたと思うんですけれども、3月も買って、それで今また1,878万ということで、3月のときにも質疑があって、広島市の方から大分攻めてきてこちらへ肉薄してきたというあれだったらあれなんですけれども、中店小学校線は一応今ずっとカーブをして、そこで福祉センターの前の道路にあれして一段落ついているということを見ますと、急いで購入するべきなのか。1,878万、これから大型事業も始まりますし、何ぼでもお金が要るときにどうしてもというような感じが、3月も買っているし、今、9月でまたどうしても買わねばならないのかというところをもう1度お聞きします。
- 議長（原田） 都市整備課長。
- 都市整備課長（久保） ご承知のように、中店小学校線につきましては広島市の都市計画道路の進捗状況が非常に遅いということもありまして、町の財政状況もございまして、2年間当初予算は組んでおりません。休止状態でございます。今年度、その認可期間が19年度で切れます。そういう状況の中で県との協議を行いまして、都市計画事業において休止というものは理論上考えられないということで、18年は正式な買い取り要望がございまして、新開蟹原線の方からその事業費を流用させていただきました。今年度も当初予算を組んでおりませんでしたので、そういう関係で、そういう休止状態というの

は考えられないということですので、その認可の延長の条件としてどうしても予算をそれにつけていただきたいと。そういうことで、4年程度の認可の延長を認めましょうということがございまして、このたび予算を組ませていただいたと。それで、基本的には今後、少なくともいいから、最小限の事業費を中店小学校線の方にも投じてくださいということがございますし、都市計画事業で行うにはそういう事業の執行が必要だということで、今後についてもそういう執行の仕方ではいかざるを得んのかなということはございます。ただ、町の財政状況、それと、広島市の方が全然進んでおりませんので、広島市との協議をますます進めて、どういう方法で広島市が海田町の境まで来るのかという協議をこれから進めてまいりながらこの事業を進捗していきたい、そういう意味合いで今回この用地買収の補正をさせていただいたものでございます。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）もう1度。最小限度の事業費を手続き上ということで、県の認可切れとか、県の方のあれでということなんですけれども、町民の人から見て、海田町に公共事業の見直し委員会があったら恐らくCランクだろうと思うんですよね。それで、1,800万、先ほどから今日もありましたように、駅前の事業で何ぼでもお金が要ると。大金がこれから要るので、少しでも絞っていかねばならないときということから見ましたら、最小限度の事業費にしても1,800万ですからね、なかなか。この前も3月に崎本議員の質疑があって差っ引いておるので、1,800万、結構なあれで、どうしてもやっぱり事業費をということで上げていかねば、県との付き合いというか、事業の関係、認可の関係でやっていかねばいけないのか、もう1度お聞きしておきます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これまでも何回も説明させていただいたと思うんですが、この中店小学校線につきましては都市計画街路として都市計画決定を打ち、また、事業認可を得たものでございます。ということは、内外にこの事業を必ずやりますよと宣言をしたものと同じものでございます。そういう意味合いで、一たん事業認可をとりました事業につきましては、事業をやめるとか、ほかに回すとかというのは法制上できないということでございますので、少しずつでもこの事業は進ませさせていただいて、広島市との協議の中で早く広島市の都市計画街路と中店小学校線が接続できてその事業効果が発揮できる、そういう方法を模索してまいりたい、そういうことでございます。

○議長（原田）ほかに。前田議員。

○13番（前田）さっきの中店小学校線ということの場所、そういう資料を出すということだが、どうも中身についてただそれというんじゃないしに、建物がないところに物件移転費、植木か何かどういうことかわからんが、そういうこととか、フェンスの中には例えば1メートルぐらいの高さをやるとか2メートルぐらいの高さをやるとか、いろいろあるじゃろうと思うんだけど、そこらについてもわかるような資料を要求してもらいたい。別にあえて質問はせんが。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）当然資料は提出いたしますけれども、今のフェンスにつきましては、今、線路沿いにあります単管でやっておるいわゆる簡易なフェンスと申しますか、そういうものをやっていきたい、そのようなことでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今、議長にお願いして、資料を出すということですが、採決するまでに出してくれなかったら、審議できんじゃないですか。これはちょっとおかしいんじゃないの。後で出したんじゃだめじゃないの。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後3時42分 休憩

午後3時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第38号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第38号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、精算に伴う消費税及び地方消費税の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ168万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,741万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。資料5の「補正予算説明書」の2ページを開きください。それでは、歳出についてご説明させていただきます。下水道に係る消費税は、使用料等で支払っていただいた消費税額と、工事費等で支払った消費税の差額が納付額となるものでございまして、平成18年度の決算により消費税を精算した結果、工事費等で支払った消費税が当初想定していた以上に減額となり、納付額が増額となったため、総務費の一般管理費の公課費を168万7,000円増額するものでございます。

続きまして、1ページをお願いいたします。歳入でございますが、消費税の納付額の増額に伴いまして、繰越金を168万7,000円増額いたしております。

それでは、第38号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億2,741万4,000円とするものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第6、第39号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）について。平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、精算に伴う平成18年度介護保険給付費国庫負担金等返還金の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ3,208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,813万円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第39号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。資料6の「補正予算説明書」をお願いいたします。2ページの歳出予算からご説明いたします。諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金の償還金利子及び割引料3,208万9,000円は、介護保険給付費に係る支払基金交付金、国庫負担金・補助金及び県補助金それぞれの超過交付金の返還の合計額でございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰越金の3,208万9,000円は、歳出でご説明いたしました償還金に伴い、その財源を前年度繰越金で手当てするものでございます。

それでは、第39号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ3,208万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを12億7,813万円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、発議第6号、地方の道路整備の促進に関する意見書（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第6号について採決を行います。お諮りいたします。

発議第6号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおりこれを決します。

なお、ただいま議決いただきました意見書については、内閣総理大臣をはじめ、関係機関に送付いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第8、議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件を議題といたします。議会改革特別委員会から議会改革に関する諸問題の調査・研究について中間報告をしたいとの申し出があります。お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の中間報告を受けることと決します。議会改革特別委員会委員長の発言を許します。宮坂委員長。

○議会改革特別委員会委員長（宮坂）それでは、議会改革特別委員会に付託されました調査事項について、会議規則第43条の2第2項の規定により、調査の結果を次のとおり中間報告いたします。

調査事項は、議会改革に関する諸問題の調査・研究についてでございます。

調査の経過、並びに調査の概要及び結果について報告いたします。お手元の2ページからお願いいたします。

第1回委員会、平成18年8月9日。各委員があらかじめ提出した「議会活性化に係る調査研究事項」調査票をもとに、委員会における「調査項目一覧表」を作成し、その内容について委員の意見交換を行いました。検討については、予算措置を伴う事項を優先

的に行うこととしました。なお、提出された調査項目については、議会の構成 2 件、行政監督機能 4 件、議会と長の関係 2 件、討議の活性化14件、住民参加 9 件、議会事務局 1 件、その他 1 件でありました。

続きまして、第 2 回委員会です。平成18年10月10日に開催いたしました。議会の構成、これは議員報酬等、及び行政監督機能、これは主に政務調査費についてなんですけれども、これについて議題とし、委員の意見交換を行いました。

第 3 回委員会は平成18年11月16日に開催しました。政務調査費について。年度において交付を受けた政務調査費に残余が生じた場合、議員が自発的にその残預金を町長に返還することの可否について、条例の規定の整備を含め委員の意見交換を行い、引続き調査・検討することとしました。続きまして、委員会の行政視察について。委員会が行う行政視察について議題とし議論した結果、議会運営及び議会広報に係る事項については、1 年間で情勢が大幅に変化することはほとんどないので、毎年研修を実施する必要性が低いと考えられることから、経費節減の観点より、現在、毎年実施している議会運営委員会及び議会広報広聴調査特別委員会の県外調査を隔年で実施することといたしました。

続きまして、第 4 回委員会、平成19年 2 月19日に開催しました。議会だよりの編集について。議会だよりに掲載する一般質問の記事について、すべての質問を掲載し、あわせて質問者の氏名及び顔写真を掲載することの適否を議題とし、委員の意見交換を行った結果、読者主体の観点から「だれが質問をしたか」よりも「どんな質問があったか」を重視し、現行の方針を維持することといたしました。続きまして、政務調査費について。政務調査費について第 3 回委員会から引続き調査・研究することとした事項について、年度において交付を受けた政務調査費に残余が生じた場合、その残余部分を町長に返還しなければならない旨、条例に新たな規定を設けるため、平成19年 3 月定例議会に海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を上程することとしました。これは、残余金が生じた場合に、議員が自発的にその残余金を町長に返還できるようとしたものであります。これについては、海田町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、平成19年第 1 回海田町議会定例会に上程し、3 月22日に可決、28日公布、同年 4 月 1 日より施行しているところでございます。その他につきましては、議会本会議の会議録を全議員に配付しておりましたが、これを希望者のみに配付することといたしました。

直近第 5 回委員会、平成19年 8 月20日、委員会の今後の方針について委員の意見交換

を行い、次のとおり決定いたしました。既存の「調査項目一覧表」が議会の改革のすべてではありませんので、新たな項目があれば適宜追加すること。本委員会において行った調査については、定例会ごとに中間報告をすることとしています。

以上で議会改革特別委員会の中間報告を終わりたいと思います。

○議長（原田）以上で中間報告を終わります。これより質疑を行います。委員長の報告に対して質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）私も委員の1人ですが、余り質疑をしたくないんですが、しかし、4番目の議会だよりの編集の問題について、私がこれを質問者の氏名や顔写真を載せたらどうかと。以前私も広報委員におりまして、名前と質問の項目を載せたことがございます。しかし、その後いろんな経過があって現在のようなスタイルになってきておるわけですが、しかし、研修を重ねるにつれて、やっぱり議員は一般質問をどんどん重ねる。わからんから一般質問するんじゃないんですね。一般質問というのは、自分がよく勉強して、わかった上で町長に提案をする、そしてどうかと攻めるのが一般質問なんです。だから、議会の活性化というのは、各々が勉強しながら町長にそのことを提案して迫っていくんですが、今の実態から見れば、名前を全く載せないという状況を今後ずっと続けるという案ですけれども、委員長がこの問題を委員会の中で、自分がこういう方針であるという方針を先に出された。これは委員会の運営について非常に非民主的なやり方なんです。しかも、読者主体の観点という。こういう読者主体の観点という位置づけも私は明確でないと思うんです。ですから、「だれが質問をしたか」よりも「どんな質問があったか」というのは、全議員が一般質問をして初めて、その中でこういうことをするのならいいけれども、質問しないのは、この3年間でも2回しか質問していない人がおられるわけですけれども、こういうことがあってはならないと私は思うんです。本当に議会の活性化というのは、みんなどんどん質問をしながら町長とぶつけ合って、町民の立場でそれを実行させてと。私はこういうスタイルをとってほしいと思うんですが、だれが質問したかよりも、どんな質問があったかというのは、私はその前提には全議員がやっぱり質問すべきだというように思うんですが、その問題については委員長はどう考えるか、お尋ねします。

○議長（原田）宮坂委員長。

○議会改革特別委員会委員長（宮坂）まず最初に、委員会運営について今、指摘があったんですけれども、確かに委員会運営上、私が冒頭に発言した旨がありまして、それに関

しましてはこの場で改めて陳謝いたしたいと思います。

それから、広報のあり方についてなんですけれども、これに関しては今ここで私の私見を述べる場ではないと思いますけれども、改革委員会の場で各委員のすべての意見を承ったところ、先ほど報告しましたとおり、現行の「だれが質問をしたか」というよりも「どんな質問があったか」ということをまず町民の方に知らしめることが今の一番の優先事項であるということを確認して、一応委員会上で採決をとらせてもらいました。ですので、この場では今、議会広報のあり方についての意見は差し控えたいと思います。それから、これに関することなんですけれども、確かに委員会上でも種々議論がありましたところでございますが、一応委員会上では決をとらせてもらったと思います。また、ここでは中間報告ということでございますので、最終的な報告のときに、採決方法は種々あると思いますけれども、そのときにまた改めて最終的な決をとらせてもらいたいと思います。以上で答弁にかえさせていただきます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）広報の発行についてはもう条例化されておるんです。規定の中には広報発行について第5条と7条、広報の編集は委員会が行うというようになっておるんですが、私は議会改革の観点から、議会を活発にするためにはみんながやっぱり勉強しながらやる。それは、だれが発言をして、町民にそのことを、議会であったことを全部知らせる、この中身が必要ではないかということ、議会活性化につながるから、私はそのことを言ったので、余り答弁は要りません。私はぜひ今後、みんなが発言をして町長に提案をして、町長がそれに論議を重ねてここでやる。その明らかになったものを全部広報へ。これは発展していったら、テレビを使ったり、報道関係を全部ここへ入れてやるという方法もあるんですけれども、しかし、あったことをすべて町民に知らせるといふ、この立場が私は必要だと思うんです。答弁は要りませんから。

○議長（原田）議会改革特別委員会の中でまた議論をすべきことだろうと思いますので。

私は一応出席はさせていただきますが、委員会に付託しておりますので、これには触れずに。では、ほかに質疑はありますか。三宅議員。

○2番（三宅）佐中議員が言われましたように、委員会でも質疑をしております。その上で今、中間報告ということなのであれですけれども、先ほど佐中議員の提案された「議会だよりの編集について」のところでは、いろいろ書物とか研修にも行きましても、町民の方に、傍聴して肉眼でそこに来ていただいて傍聴して見たごとく報告するというこ

とで、やはり名前と、だれが質問した項目は、一般質問者は大変な努力をして出しているわけですから、これはやっぱり名前も項目も掲載するのがあれだということです。それと、我々からして一生懸命つくって出して、質問を載せるのを選択するということに非常に反発を感じるわけです。公平さから見ましても、みんな公平に一生懸命書いて質問しているわけですから、質問した議員は全部……。

- 議長（原田）三宅議員、質疑です。意見を述べる場ではないので。
- 2番（三宅）どういう意味かわかりませんね。
- 議長（原田）宮坂委員長の報告に対する質疑です。わからないところがあれば教えてくださいというものの質疑です。意見を述べる場は議会改革特別委員会の中でまたやるんですよ。
- 2番（三宅）今、でも、佐中議員で質疑……。
- 議長（原田）質疑ですよ。
- 2番（三宅）同じことじゃないですか。それじゃ、何のために質疑をいいということまで今、議長は言ったわけですか。
- 議長（原田）上程されたんですから、質疑、討論……。
- 2番（三宅）報告があって、それで質疑なら、宮坂委員長に対してということなので。じゃ、何のために今ここ……。佐中議員も今言われたように、考えを入れて述べられたんじゃないんですか、質疑で。わからないね。
- 議長（原田）全員で構成する議会改革特別委員会ですよ。全員が出ておるわけです。それで、佐中さんも冒頭言われたが、質疑はしたくないけれどもという文言の後で質疑に上手に言葉をかえられて質疑されたわけです。
- 2番（三宅）これはしない。それじゃ、報告もする意味がないじゃないですか。何のための本会議なんですか。
- 議長（原田）本会議だから、報告するんでしょう。
- 2番（三宅）いや、質疑をするというから佐中議員も始まったので。じゃ、報告だけで、質問……。

（発言する者あり）

- 2番（三宅）まずいことは逃げるような感じじゃだめだよ、要するに。
- 議長（原田）ほかに質疑はありますか。三宅議員。
- 2番（三宅）合点がいかないです。それでは、5番目で、8月20日にあつて、2月から

8月まで半年あいてしまっておるので、これはぜひ答えていただきたい。これからのスケジュールとか、月の開催とか、どのように委員長の方で運営を考えておられるかを聞いておきたいと思います。これからどういうスケジュールか。テンポよくやってほしいと思うんです。この前のように半年に1回のような感じでは話にならないので、どういうスケジュールでいかれるか、そこのところだけ答弁していただきたい。

○議長（原田）三宅さん、中間報告をこの場で発表してもらって、この後のことは議会改革特別委員会で練って進めるのが、本会議の場で委員長に答弁させるべき質疑じゃない。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件については、会議規則第43条の2第2項の規定により議会改革特別委員会からの中間報告を受けたものです。議会改革特別委員会に付託中の議会改革に関する諸問題の調査・研究について委員会の中間報告の件については、これをもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）ただいま、久留島議員他13名から、発議第7号、庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）が提出されました。これを日程に追加して追加日程第1として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1号、庁舎建設特別委員会設置に関する決議（案）についてを議題といたします。案文についてはお手元に配付しているとおりでございます。本案については提出者が全員でございますので、質疑、討論を省略いたします。これより、発議第7号についてを採決いたします。お諮りいたします。

発議第7号については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、発議第7号については原案のとおりこれを決します。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立公正の立場から、委員を辞任させていただきたいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。委員の皆さんは委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時20分 休憩

午後4時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま庁舎建設特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果についてご報告いたします。委員長に西田議員、副委員長に住吉議員と決しております。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。したがって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて、平成19年第4回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後4時36分 閉会